

## 福祉教育常任委員会

令和7年11月28日（金曜日）午前11時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 出席議会事務局職員

議事調査係長 長岡 栄 治

### 議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
  - (1) 12月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
  - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時00分

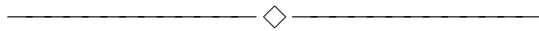
◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

協議事項は次第のとおりであります。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、第2の協議事項に入ります。



◎協議事項

○佐藤委員長 初めに、(1)12月定例会議における委員会の運営についてを議題とします。

これにつきましては、事務局からの説明をよろしくをお願いします。

事務局。

○長岡議事調査係長 (12月定例会議の委員会運営について説明。)

○佐藤委員長 ただいま、日程等について事務から説明がありましたけれども、見て、この日程につきまして、皆さんのほうから何か御質疑等がございましたら。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 この日程で審査するというところでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、今度、新しく請願第4号について出されておりますので、その辺について、また執行部を呼ぶかどうかですけれども、いかがにしますか。

事務局。

○長岡議事調査係長 それでは、先ほど次第のほうを見ていただいた一番最後です。12月11日、請願

第4号、そして第3号というふうなプリントではあるんですけども、書かせていただいております。

まずこの請願第4号、先ほどの補聴器、見ていただいたものなんですけれども、こちらに対して、先ほど委員長が言っていました参考人の方を呼ぶ。またあとは、これの担当している部局、そういったところの説明を求めるといったところを御意見いただければと思っております。

まずはこの請願第4号について、どういうふうに進めたらよいか、御意見のほういただければと思います。

○佐藤委員長 今、事務局から説明がありましたけれども、この審査についてどのような方向で進めていったらいいのか。皆さんのほうから御意見がございましたら。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、参考人は言ったんですか。参考人と、あとは担当課に聞いたらどうかと言ってくれたんですよ。

あと、請願の趣旨を議員自体が簡単に考えているような気がするんですが、本当はこの趣旨をしっかりと請願議員が説明しなければ、請願の効果はないんで。

ましてや、議会運営委員会で町田へ行ったんですけども、ちゃんとその人たちを呼んで、議員が全部やるんですよ。

なので、参考人招致自体は、その方々から現状は聞いて、それをちゃんと裏づけるというか、補足するかのようには議員が言わないと、何か名前だけ連ねる請願が増えてきて、そのおかげで、今、1個、継続審査になってしまったものがあるんですけれども。

そういった部分も、本当だったらやりたいんですけども、前は言ったら、佐藤委員長の請願

のイメージのほうが強くて、大変だったときがあったのではないですか。やたら言われて、大変だったのがあると思います。

でも、あれが普通、請願の趣旨であって、それでも市民の意見をしっかりと通してあげたいんで、皆さんお願いしますというのが請願ですよ、基本的に。

なので、そういった形をしないままになってきたら、名前を書いた人が、ただよくやったねみたいな話になってしまったと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

その前に、常任委員会の2日目は、まだほかのところは続いてしまっているんですか。よその請願者、ここの以外はどうなんだか、意見を聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 総務は。

○長岡議事調査係長 総務のほうは、やはり1日目を議案の審査を予定してまして、2日目どうするかというやはり例えば所管事務調査をやるか、あとは、委員会のテーマについてのワークショップをやるかと、何かそこら辺の話は出てくる予定です。

なので、今のところはまだ日程として、総務は2日目は決まっていないですけども、ある程度、入る可能性が高いかな。

建設経済なんですけれども、建設経済も請願の審査、陳情でしたか、予定がありますので、そちらの審査を予定しているということで、仮に例えば齊藤委員のほうから御提案いただきました請願者の方の紹介というのを、御説明の時間を設けるということであれば、もしかしたらちょっと早めに、委員会が10時開催ですので、例えば福祉のほう9時に開催して、請願者の方にお話をいただいて、その後、請願者の方にお話しいただいてというような流れではどうかなというふうに考えてお

ります。

以上です。

○佐藤委員長 どうぞ。齊藤委員。

○齊藤委員 では、もし皆さんがそれで、早くまでしてやらなくていいだろうと思ったらあれですけども、この中のどなたかが来てもらえればいいかなとは思う。全員来なくてもいいとは思うんで。

○佐藤委員長 来られる人ということ。

○齊藤委員 そういう説明であってもいいのかなと。それが、あのとき、委員長1人でしたものね、別に。請願者はいなかったよね。1人だけ来たんですよ。

なので、順番が変になってしまうけれども、ほかの常任委員会の日程を考えれば、この中でそれを言える人が来るべきではないかと思うので、こうしてもらえればと思います。

あと一個、気になったのが、堤議員がこれについての一般質問をしてしまっているんですよ。なので、それは請願の効果として、先に一般質問が終わってしまうので、どうなんでしょうと思ったんですけども。

その辺は事務局は、請願は議運の3日前には出ているんですよ。質問のほうが早いのか。

○長岡議事調査係長 そうです。締めを終わっている形です。

○齊藤委員 そういうのはどうなんですか。うちらで言うてはまずいのか。

○佐藤委員長 答弁でやりますと言ってしまったら、どうするの。

○齊藤委員 だから、この意味がなくなってしまうんですよ。まるっきりそれを書いたんですよ。補助とか考えていませんかみたいな。

というと、結局、この紹介議員が入っていないながらもお願いをしてくださっていたのは、堤さん系なんではないかと想定してしまったりとか。なの

で、ちょっと違和感だらけみたいな。

○佐藤委員長 その結果によっては、すごくやりづ  
らいですね。

○齊藤委員 やりづらいです。考えておりませんな  
どと言ってしまって、なくてもこれを出すという  
ことにはなるんでしょうけれども。ちょっと見た  
らその質問が書いてあったので。

○平山委員 今後、議運で考えられるでしょう。  
順番がないと、こちらも出して、言うほうも出  
して。

○齊藤委員 聞かれてしまうでしょう、先に。  
よくお願いしますと出す前に、補助出せません  
かみたいな話を多分聞かれてしまうので、どうす  
るのかなと思っていたんですけれども。

○佐藤委員長 どうぞ。

○長岡議事調査係長 委員の皆さんおっしゃるとお  
り、結論が先に出てしまうというところで、この  
請願の審議は難しいねというお話も聞いていて、  
あくまで一般質問は、議員お一人の方の質問とい  
う、お願いというんでしょうか。

そういった意見、要望、そういったところかな  
と思うので、仮に執行部の今の考え方は、受ける、  
受けないというのは、もちろん明確には出てしま  
うのかもしれないですけども、議員全体、議会  
全体としての請願の取組というんですか、結論と  
いうのは、また別であってもそれは構わないとい  
うのも、ちょっと言い方悪いですけども、それ  
に違いがあったとしても、それは致し方ないのか  
なというふうにも思っていました。

○齊藤委員 分かりました。

では、今のそれは、言われてみればそうなので、  
決まった後、提出は、こちらからするなりなんな  
りだと思うんですけども。

これは何か出せというわけではないですよ。思  
採択だけしてくださいみたいな請願だったとは思

うんで。

○長岡議事調査係長 そこまでは求めていないので。

○齊藤委員 分かりました。  
では、そのあと、請願の趣旨をどうするかだけ。  
自分のそれを言っただけなので、それ以外はない  
です。

○佐藤委員長 では、どうしますか、請願そのもの  
については。

○中村委員 金を出せと言っていないんだ。

○齊藤委員 取りあえず趣旨を理解してくれという。  
昔の、趣旨採択で意味ない。

○中村委員 では、趣旨は十二分に理解しましたで、  
決まってしまうばいいんだ。

○齊藤委員 極端な話ですけども。なのに、一般  
質問で先に補助しませんかと書いてあるの。

○中村委員 補助も出ているんだ。

○齊藤委員 その質問も、向こうも書いてしまっ  
ている、堤さんが。

審査する前に、一般質問で聞いてしまうので、  
今、それで係長が言ったのは、反対と言ったとし  
ても、議員は出しなさいと言っているよみたいな  
ねじれた結果が訪れるみたいな。

○中村委員 何を求めているかといったとして、  
我々、これを理解しろというんだらば、みんな賛  
成してしまうでしょう。

だけれども、補助金をほかの事例に従って出し  
てくれということになると、また次の課題が出ま  
すよね。

○齊藤委員 創設をしてくれと書いてあるんですよ。  
助成制度をつくってくれという話なんで、それに  
対してつくってあげたらいいんじゃないかとい  
うだけです。

だから、金を1,000万出せとかというものでは  
ないんです。

○中村委員 それでは大賛成で、将来に向かっては、

そういう時代が来るだろうから。それでいいでしょう。

これは個人的に考えると、では、目の悪い人はどうするのか、眼鏡買うときには、では助成してくれとか、いろいろなものに無制限に来ると思う。当然、これからになってくるから、近視になったり老視になったり。その都度、眼鏡を買わなければいけないから、補助してもらいたいとなった場合に、いろいろなものに波及するよ。

そういうものを勘案しながら、我々は一つ一つ取り組んでいかないといけないということになってくると、俺も耳鼻科にあまり行ったことがないんで分からないんですけども、自然に毎年検査していると、耳が遠くなっていますよというのは分かるわけ。だけれども、これは高齢なのでしょう、ということでしょう。だから、ボリューム上げてもらって対応しているということだけれども、補聴器をつけなければ駄目ですと。

なんだっけ、この間、オリンピックやっていたよね。あの人たちは本当にすごいね。いっかな、あの人たちは、それなりに一定の補助額をもらって、補聴器をつけているわけだね。

○齊藤委員 試合中は外すんですよ、逆に。

○中村委員 だけれども、試合中は外せというから。

○齊藤委員 そうじゃないと障害者スポーツにならないから。

○中村委員 そこら辺のところを整理していかないといけないんで、大変ですよ。

○齊藤委員 そういった議論をするのに当たって、請願を受けた理由だったりなんだからしっかりと聞くようにしていかないと、請願議員が育たないんで。名前だけ書いても、ここで審査してしまうんですもの。

○中村委員 頼まれたら、判こばかり押しているんだ。

○齊藤委員 しかも、うちらばかり攻撃かかっている。請願議員が、全部出してくるのはこぼりなんで、極端な話。なので、前回言ったら、時間ないからと言って、たしかなかったんですけども。

今回そういうのに当たって、この中の5名で誰か、福祉教育に来て、しっかりと請願の理由を言っておくと、ちょっとプレッシャーかけてもいいのかなと思った。

○佐藤委員長 前も道路整備であったんだよね。あとは、道路区画も。

○齊藤委員 見事になったからよかったです。

説明も1期生のまだ2回目だから、何を言っているか分からなくて、できなかったかもしれないんですけども、でも、こういう状況ですと言った記憶はあるんで。

○中村委員 両方の意見を聞いておくのも。

○齊藤委員 一応やったほうが、議会のていとして。

○佐藤委員長 では、来られる人を呼んでみて。

○齊藤委員 一応言ってみて、来なければいいですけども、そういうことを委員会が求めていると言ってもらったらいいいのではないですか。

○佐藤委員長 では、そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長 では、もう一回整理させていただいて、ほかの委員会も入る可能性があるということで、開会時間については、一応9時目標でちょっと設定をさせていただいて、順番としては、まず参考人の方にお話をいただく。そして、次が、紹介人のお話をいただく。

可能であれば担当課のほうの、例えば現在の制度、障害者の制度で補聴器の補助とか受けている方も、恐らくいるのではないかと。だとすると、

では、この加齢性難聴との差はどう考えるのか。そういったところで明らかにしたほうがいいと思うので。

○佐藤委員長 先ほど中村委員が言ったように、何か難聴者ばかりではなくて、視覚もあるし、その辺も聞ければ。

では、もちろん審査するのはこれだけなんですけれども、あわせて、トータル的に聞ければと思いますので、では、そういう形で呼んでいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。では、もうちょっとだけ。

先ほどの紹介議員の聞く順番なんですけれども、これは何か皆さん、委員の御意見でございますか。

例えば、書いている順がいいとか。

○齊藤委員 上から順でいいのではないの。そんなのみんなのといっていたら、堤さん呼んでくれば、来るのではないの。

○長岡議事調査係長 では、上から順で御相談させていただいて、出席いただける方という感じによる方がいいですか。

次の3番目の執行部ですね。恐らく社会福祉課とかが今の障害の担当ということで、ちょっとその時間のほうは、やはり執行部のほう時間もあると思うので、ちょっとこの後、相談させていただいて、可能な限り、順番で入れるような形で進められたらと考えています。

○佐藤委員長 11月は取ってありますから。

○長岡議事調査係長 もしかしたら、時間を空けてお願ひする可能性もあるので、ちょっとお含みおきいただければと思います。ありがとうございます。

では、まず請願第4号については、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

あと、請願第3号のほうの今後の方針といいですか、そういったところを、もし御意見いただければなど思うんですけれども。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応前回ヒアリングしているときに、委員の皆さんには言ったと思うんですけれども、基本的には、請願の採択、不採択を決めた後に、意見書的なものを出せたらなと思っているんですけれども、それは、係長、言ってしまつて大事なものの。

○長岡議事調査係長 委員会で合意を得られて、意見書をつくるというのは可能かと思います。

過去にも、修正動議にしても、委員会から、仮にですけれども、請願の採択か不採択か。不採択だったら、決議書とならないと思うんですけれども、否決して決議を出そうといったときに、決議案までこの委員会でやはりまとめて、本会議に提案して、採決を取って議会として出すという流れがよろしいのではないかなと。仮に出す場合です。

合意が得られれば、委員会で決議書までつくつて、採決へまではできるのかなと。

○佐藤委員長 どうぞ。

○齊藤委員 一応、そんな流れになればいいなと思つて、自分の中では流れをつくっているんですけれども。

なので、ただ、これは委員会でいうと2日目の最終日の途中になるので、そこまで全部用意しておかないということなんで、黒沢君のほうにも口述をつくっておいてあげてくださいというのを言いたかっただけだったので。でないと、急にやると、止まってしまうので。

○佐藤委員長 方向性をつけたいということでしょう。

○齊藤委員 意見書を皆さんに見ていただいて、こ

れでどうですかというのか。あとは、別に修正とかは考えてはいないので、その話をする際の案としての話です。

○佐藤委員長 それについても、12月1日もありますので、それらも踏まえてということで、方向性として採択か不採択か、まだこれからなんですけれども、採択になったら意見書は必要ないと思うんですけども、不採択になったときの案として、どういうふうに……

では、そういう方向性で臨んでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 どうぞ。

○長岡議事調査係長 委員会の2日目、仮に請願第4号、先ほど補聴器のほうやっただきまして、その後に第3号をお諮りいただくと。

仮に、決議書を出そうといったときに、決議の文としてこういったことを執行部に求めるよという何を求めるかというところが決まらないうと、決議案は恐らくつくれないんだろうなとちょっと思っていて、順番としては、請願の審査をしていただいて、採択なのか不採択なのか。その結果によって、では、決議書をつくるのか、つくらないのか。つくらなければ、どういったものまで求めるのかという御議論をまず、例えばですけども、委員会の2日目にやっていただいて、それができれば、例えば3日目に、では、どういうふうな決議案をつくらうかという相談がまたできるのかなという具合に、ちょっとだけ思ったんですけども。

○齊藤委員 その日では駄目なの。

○佐藤委員長 2日目では時間が足りないもの。

○長岡議事調査係長 仮に、決議案をつくらうとすると、では、何の合意ができる、どこまで求めるのかというところまで一致しないと、恐らく決議案もつくれないかなと。

○齊藤委員 休憩を入れればいいでしょう。別に、3日目にわざわざしなくても。例えば、1時間休憩とか。

○長岡議事調査係長 2日の中でできれば、それはそれで。

○齊藤委員 いいか、悪いかだから、足りないと言われれば、そこを修正して肉づけすればいいかなと思っていたんで、これでごり押しというのも考えていないし。全部駄目なら、誰か考えて。

それは、委員会のやり取りでできればいいわけでしょう。

追加になるのね、議題として。

○長岡議事調査係長 恐らく委員会から出ているので、さっと議事日程にも入れてしまって構わないんだと思うんです。臨時報告で入れてしまって、それを採決する。委員長から報告、提案理由、引き続き、等。そうしたら、そんな形かなと思っています。決議案まで形作れば。

○齊藤委員 その日までに、一応そういう流れで。

結局、さっき委員長が言っていたんだけど、これが採択されても、意見書は出せるんですよ。だから、不採択でも出せるんで、それだと思って見てもらえばいいんで。

見て、要らないといえ、そのまま要らないで大丈夫だし、一応やれるところだけやってみて、皆さんの判断を仰げばいいのかなと思っています。それだけです。

○佐藤委員長 最終的に、1日から6日の日までに時間はあるんで、その間に素案をつくっておいて、では、そこで11日に呼べばいいんで。

いきなりゼロからではなくて、1日から11日まで時間ありますから、そういう形でよろしいですか。いきなりゼロからスタートするんでも、もうなかなか決まらないと思いますので。

では、審査についてはそれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次で、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

○長岡議事調査係長 議員間討議のテーマ、もし審議等ありましたら。

○佐藤委員長 委員会の中の議員間討議のテーマがありましたら、事前に。

○齊藤委員 それは議案に対してでしょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長 今の時点であればというお話だけなので。

○佐藤委員長 議案審査の途中でも、それは議員がやりたければできますので、現在なければ、随時ということによろしいですか、議員間討議については。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 では、続いてその他に入ります。

(常任委員会の中間報告について協議。)

○佐藤委員長 では、以上で協議事項を閉じて異議ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時43分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和7年12月10日（水曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長 兼福祉 事務所長	板橋 信 行	社会福祉課長	福田 正 樹
社会福祉課長 補 佐	小田 由起子	社会福祉課 福祉政策係長	吉村 明 倫
社会福祉課 地域福祉係長	井上 芽久美	社会福祉課 障害福祉係長	荻原 直 美
生活福祉課長	高根沢 寿 夫	生活福祉課長 補佐兼生活 支援係長	若目田 治 之
生活福祉課 保護係長	大森 義 智	生活福祉課 保護係副主幹	梅田 千 尋
高齢福祉課長	佐藤 裕 之	高齢福祉 課長補佐兼 高齢福祉係長	金山 富美恵
高齢福祉課 介護管理係長	山田 慎太郎	高齢福祉課 介護認定係長	君島 栄 三
高齢福祉課 介護認定係 副 主 幹	小出 涉 美	高齢福祉課 地域支援係長	平山 隆 美
国保年金課長	江連 宣 仁	国保年金 課長補佐兼 管理係長	横山 純 一
国保年金課 国保年金係長	人見 栄 作	西那須野庁舎 担当副主幹	江連 真由子



児童生徒サポートセンター所長 後藤 千津子

生涯学習課長（青少年センター所長兼務） 伊藤 隆

生涯学習課生涯学習係長 佐藤 竜一

黒磯公民館長 織田 康

スポーツ振興課長 東 泉 秀 幸

スポーツ振興課管理係長 大島 尚 恭

児童生徒サポートセンター児童生徒係長 印 東 歆 之

生涯学習課長補佐兼青少年係長（青少年センター所長補佐兼務） 伊藤 俊彦

生涯学習課文化振興係長 戸井田 香 苗

那須野が原博物館学芸普及係長 多和野 潤 治

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 関 谷 和 俊

#### 出席議会事務局職員

課 長 岩 波 ひろみ

書 記 黒 沢 大 輔

#### 議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

- ・議案第80号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- ・議案第84号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔子育て相談課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔保育課〕

- ・議案第71号 那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- ・議案第 7 9 号 那須塩原市保育園条例の一部改正について
- ・議案第 8 1 号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・議案第 8 2 号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・議案第 8 3 号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[教育委員会事務局教育部]

- ・教育部長挨拶

[教育総務課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[学校教育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[生涯学習課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[スポーツ振興課]

- ・議案第 9 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

- ・議案第 7 8 号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[社会福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[生活福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 6 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 7 号）

[高齢福祉課]

- ・議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第89号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第87号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第88号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから12月定例会の福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくことと、明瞭な質疑をいただけるようよろしくお願いをいたします。

審査の日程及び審査順は、御手元の配付の次第のとおりとします。

今定例会におきまして、当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び改正案件8件、指定管理者の指定案件2件、新たに受理された請願1件、継続審査中の請願1件の計12件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより、子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○松本子ども未来部長 （挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第80号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔によりしくお願いします。

課長。

○福田子育て支援課長 （議案第80号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、技術的な話なので課で答えられるかどうか分からないんですけども、これ別に第33条10は基本的に児童福祉法何ら変わらず、第1項が追記されたという感じだと思うんですけども、この辺というのはわかりますか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 こちら33条の10が今回改正になりまして、事業が例えば児童自立生活援助事業ですとかたくさん、子育て短期支援事業ですと

か一時預かり事業、たくさんそういった事業が追加となりました。その中に放課後児童健全育成事業というものがやはり含まれて、今回改正をさせていただきたいというものです。

また、33条の10につきましては、以前は児童養護施設ですとか障害児入所施設ですとか、そういった施設が対象となっていたわけなんですけれども、それに加えて母子生活支援施設ですとか保育所、児童館、児童養護施設、そういった施設がまた含まれているというような改正がされています。それによりまして今回改正をさせていただきたいというふうに思っています。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、放課後児童健全育成事業の設備ということで、ここがもうその放課後児童健全育成なので、これは放課後の児童クラブのことをいっているのか、どこまで網羅しているのか確認させてください。

係長。

○高野子ども福祉係長 こちらの放課後児童クラブのことになっております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第80号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第84号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第84号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願い致します。

佐藤課長。

○福田子育て支援課長 (議案第84号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 また技術的な話なんですけれども、これ現行の第3項は削除ですよね、15歳からということで。左側のほうには空白になっちゃっているんですけれども、これは技術的にこれでいいんで

すか。3項を削除とかと書かなくていいのかという。そんなの分かるようだったら。

第4条の3、現行は3で市長はと、15歳以上は償還払いだったわけじゃないですか。今回左の改正案にあったときに、助成の方法で1項、2項で3項が隣同士で空白になっているんですけども、本来であれば3項は削除の場合は削除と書くんだっけかという、そういう話なんですけれども、その辺は別にそっちの処理的には、もう別にあってもなくてもいいとは思っているんですけども、一応確認だけ。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 こちらの關しましては、特に条の順番が変わるとか項の順番が変わるというわけではございませんので、この改正後のとおりでやっていただく予定です。

○齊藤委員 予定だから出ているんですけども、そういう話合いはされなかったか。総務の法規とはこれでいいという話。もうここに出ているということは協議終わっているはずなので、調整が終わっているはずなので、それを確認させていただきたい。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 総務課とも事前に調整の上でこちらのほうをお示しさせていただいております。

○齊藤委員 分かりました。大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 全協でもしかしたら説明あったのを私が思い出せないだけかもしれないんですが、対象者の周知方法について再度教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 こちらの対象者の周知方法でございますけれども、広報ですとか、広報とホームページによりまして周知をしたいということ

で考えております。広報につきましては2月、ホームページにつきましては1月に予定をさせていただいております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 広報とホームページで、対象となる方に情報は届くのかを伺います。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 基本的には、その2つともに対象となる高校生年代の方には資格者証を3月にお送りする予定で、そちらのほうに案内文は同封させていただく形を取りますので、原則全対象者には通知が届くという形になっております。

○林副委員長 理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 関連になっちゃうんですけども、これは次年度からでいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 令和8年の4月からということ。

○齊藤委員 一応この中で公布の日からと書いてあったので、その公布の日付が分かっていたので。すみません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第84号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第84号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



#### ◎議案第86号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔によりしく願います。

課長。

○福田子育て支援課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員 すみません、9ページの児童福祉総務費の返還金の5,352万4円なんですが、これは6

年度の事業が、例えば予定した事業をやらなくて返還する金額なのか、それとも予算を、予算というか多めにとっておいて、それで実行して、それで余った分の返還なのか、この5,300万の具体的な返還の内訳を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 こちらにつきましては、6年度中に国・県のほうに交付申請をしまして、そのときの見込みの額で申請をしてこちらの額を頂いておりまして、実際に6年度が終わって精算したときに、実際よりも交付金として頂いている額、申請の額が減ったことによりまして、その差額について返還をするものとなっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、そうしますと、令和6年度で子育て支援のいわゆるそういう支援対策の本市としてのその計画というかは、行われたということで見てもいいわけですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 8ページの重度心身障害者医療費助成費ということで、多分補助申請、助成が多くなったということなんですけれども、症状的にはどういった治療とかで増えてきているのかというのなのか、それともその対象の方が例えば転入等々で増えたのか、この原因をちょっと教えてもらえればと思います。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 額の増に関しましては、年々受給者自体が増加している、やはり高齢化に伴って障害を持つ方が増えてきているというのが一因として考えられます。あわせて、医療費の単価のほうも年々増加しておりますので、そういったことが

今回の増額の見込みというふうにつながっていると認識しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 すみません、今の説明でちょっと理解ができないところをもう1回詳しく教えてください。

高齢化に伴うというところは、子育て支援課であるがなぜに高齢化に伴う、関連してくるのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 私どもが担当する医療費の助成というの4つありまして、こども医療費、妊産婦医療費、ひとり親家庭医療費、これはおっしゃるとおり子供に関係する医療費なんですけれども、もう一つ事務として重度の障害を持つ方に対する医療費助成も担当しておりまして、こちらは年齢関係なく、障害者手帳をお持ちの方等々に御支援をさせていただいています。

この中で、やはり高齢になってくると内臓系の疾患ですとか心臓病の疾患等で重度の障害を持つ方が比例的に増えてくるというところで、対象とする方が増えて医療費のほうも、医療費助成の額も増加傾向にあるというところになってまいります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 理解したところです。

その重度障害の取得をしている、子供が生まれたときに子供だった人が大きくなっても、所管はずっと変わらずというところだから、高齢になってというところの理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○小畑給付係長 おっしゃるとおりの御認識で。

○林副委員長 理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 じゃ、すみません、10ページの放課後児童クラブの運営費で818万4,000円、この積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 こちらの積算根拠なんですけれども、64円の最低賃金が上がったというところとして、実際にその児童クラブで働いている方の時間数及び人数にこの64円分を足した形で、実際上がった分の金額から算出しておりまして、併せてその最低賃金の増額分に伴った給与及び法定福利等も含めてこちらの金額を算出したところで。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 具体的に何名分の、大体何時間ぐらいというのは教えていただけますか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 勤務体制としまして3種類設定させていただいておりまして、その中7.5時間勤務の方40人、6時間勤務の方も40人と、アルバイト的な補助員の方、3時間勤務の方が50名という形で算出しております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、これ全て人件費のみでということではよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

### ◎子育て相談課の審査

○佐藤委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会

に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

---

### ◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○菊地子育て相談課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 すみません、10ページの先程の子供、児童福祉相談システムの改修なんです。なぜ改修するか理由は分かったところではあるんですが、この児童福祉相談システムというものについてももう少し詳しく教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 今現在、こちらについては本課の児童、全ての係には関係しているんですけども、主に児童家庭係が所管している児童福祉関係、相談支援の関係に係る、そういったものを管理するものになっております。

例えば、要対協関係で事案が発生したその受理からその会議、それから支援計画を立て実際の相談援助に係るまでの経過の記録でありますとか、大前提としてその当該家庭の情報でありますとか、そういったところを管理しているものになります。

あわせて、今ほど御説明しました、国のほうに

毎年統計調査として報告はしているんですけども、そちらについてもこのシステムに入れておくことによりまして、その集計作業、そういったものもこのシステムの中でできる。なので、職員の負担軽減でありますとか事務の効率化が図れるというところでもってして、子育て支援が必要な妊産婦、それから子供・子育て家庭に対しても、そちらの実際の相談支援のほうにより注力できるといったことになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 分かりました。

じゃ、続いて11ページの、先ほどの妊婦のための支援給付交付金の健康管理システムの、この健康管理システムについてももう少し教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらにつきましては、主に母子保健係のほうで管理しているシステムになります。

先ほども若干御説明は申し上げましたが、母子手帳交付に当たってのそういった記録でありますとか、妊産婦乳幼児健診等の記録、それに伴いまして、これは支援が必要とか配慮が必要ものには改めて相談支援、こちらもやっているわけなんですけれども、そういったところを情報を入れたりというところになります。

今回は、こちらのシステムの中にもこの妊婦のための支援給付、こちらの機能も入れて、こちらのほうでも管理していくというようなところになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、この2つとも、その相談支援業務等に切れ目のなく相談している状況が部間、部署を超えて見られるようなものになっているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 児童福祉相談システムは、あくまでも相談課内で完結しているシステムになっております。健康管理も、基本は母子保健係のほうである程度情報を管理している。

行く行くはなんですけれども、国のほうで母子保健DXとかそういったものを進めるような動きもありますので、例えばですけども、例えば予防接種でありますとか、そういったところにもつながっていくものかなとは考えているところでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、その行く行くは母子もこの児童福祉も連携するということになるのが、そのデータ連携基盤にひもづけされるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 国が今進めていますデータ連携につきましては、それぞれが管理している情報をまずは集約をし、その中で分野を超えて横串を刺して、そういった情報をさらに分析した上で、その上で潜在的なリスクがある家庭であったり子供であったり、そういったところを可視化するというようなシステムになっていまして、なので今あるシステムが統合していくというよりは、それぞれで完結している情報をまず集約する。その上で連携させて支援が必要な、漏れている潜在的なリスクが高いところを早期に発見するために、それはまた別個。

ちょっと今、国のほうで幾つかの自治体の実証事業としてやっているところも参考に今、申し上げていきますけれども、そこのところについては、あくまでもそれぞれが関わる、持っている情報をまずは集約する。それを分析。それでリスクがあるものを結果として出る。それを基に最終的には改めて人の目で評価をし、どのような支援が必要

かというのを判断した上で、実際の実施主体が支援に当たるといふ、そういうような流れになっていく。

ただ、まだそれは1自治体がやっている取組なので、多分やり方は今、実証事業でやっている自治体それぞれのやり方ありますので、多分そういうのがだんだんブラッシュアップして、一つのものとしてまとまったものが出てくるかなというふうには考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 子供データ連携基盤のということは理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、妊婦のための支援給付金のところの説明で、他自治体等へ引越したときにも使えるという話されていたと思うんですけども、他自治体もこれは同じく各機関で上程して承認をもらう取組というものは確認は取れていますか。要は、那須塩原市だけやっても、隣がやっていないと結局使えないんじゃないかと思ったりする。大体それでやっているものなのかという情報が分かるようだったら教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 これにつきましては、全体として取り組んでいるものになりますし、国の補助事業ということでメニュー出しておりますので、タイミングはいずれにしても、各自治体は取り組んでいるもの。実際に直接に確認というところまではしてはいませんが、恐らく同じように改修等、システムを使ってということであればやっているものと考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、じゃその各技術内容、システムの内容の一致はされるようになっているん

ですか。例えば日付、年齢、家族構成というふうな、大枠とか順番が連携を取る際は同じフォーマットじゃないとやりづらいと思うんですけども、例えばここだけで那須塩原市がこれやるのに、那須塩原の機関の方をお願いをしちゃうと、最低限網羅しなきゃいけない項目が、ちゃんと横連携があるんですか。というのは分かりますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木課長補佐兼母子保健係長 私のほうからなんですけれども、これ国の今、標準的なデータレイアウトということで、今全国で共通化していますので、それに伴ってという形なので、委員おっしゃったとおり統一されたという形です。それでお互いに情報連携をするという形になるというところで考えています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 フォーマットのほう。たまたま課長補佐も説明しちゃったのであれだったんですけども、これは林さんが質問したやつなんだけれどもわけ分からなくなってきちゃったんで、取りあえずこの給付金のための何かを、健康の管理をするためのシステム改修の中身が、その一番主要なのがその横連携、例えば引越したとしても同じようなそういう体制が整えられるという話を聞いたというふうに聞かせてもらったんですけども、基本的にはじゃ、今まであったシステムに、今私が聞いたものだけがプラスになるのか、それ以外にももうちょっとつけるものが、その国のレイアウトで、今まで市で持っていたものに、どの辺のものがプラスされるのかというのを、分かれば教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木課長補佐兼母子保健係長 今回の改修については、妊婦のための支援給付情報連携だけの形になりますので、ほかの部分については国はいじら

ないという回答でよろしいですか。

今回の改修については、福祉システム自体を主に変えるのではなくて、あくまでその妊婦の支援給付ですか、そちらの情報をそれぞれ市町村間で確認できるようにするためのみの改修です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ちなみに、もう1個のほうも似たような感じですか。もう1個のほうは市独自で改修するシステム、こちらの児童福祉のほうは別にデータに影響はなし。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 今回、こちらにつきましても国のほう、こども家庭庁のほうで報告書の様式を変える、送るところとかそういったところを変えるのに伴っての、こちらとしても改修ということになりますので、そこのところにはなりますので、他自治体がどういうシステムとかという状況は違うかもしれませんが。

○齊藤委員 そこは違うんですか。そこはそのフォーマットは別になりますということですね。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 すみません、すごい技術的なことを聞いちゃって。

これらのやつというのは、本市はTKCさんのシステムを使ってやっていることから、何でしたっけ、TKCさんのシステムを使っているんでしたっけ。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 この児童相談のシステムのほうはTKCではなく。違う業者を。

ただ、例えば住民基本情報とかそういったところはつないで、そういったところから取り組むということ、確認するということはやっています。

○林副委員長 じゃ、その大本の大きいものは決っているけれども、その中の細部にわたってのほう

でシステム改修は、それぞれの自治体によってやり方が違うという。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 そうなります。システムもそれぞれの自治体、多分同じものということではないので、その辺合わせて行きたいと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎保育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。  
担当課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第71号 那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。  
執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。  
課長

○北村保育課長 (議案第71号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、この条例に関してちょっと気になるところがあったんですけども、この通園制度、月に10時間でしたっけ、10時間を設定しているということで、ただこの条例の、何でしたっけ、家庭庁の準拠した内容だと、本当に保育所がそのままやるための運営指針みたいに書いて

あるんですけども、特に気になったのがバスの運転とかとあるんですけども、10時間利用でバスの利用をするようなケースがあるのか、果してと思ったんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 恐らく、スクールバスの利用を想定しているのは幼稚園母体の事業者については、スクールバスを回してその子が、誰でも通園制度を利用する子がその時間帯に合えば乗って来るというのを想定して、こちらのほうの基準にもはめ込んだんだというふうに思っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、例えば、その通園して来る時間も10時間に入っちゃうのか、その辺はどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 実際は、保育園ないし認定こども園に着いてからその時間になりますので、バスの部分は利用時間にはカウントされないというふうに理解されます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、もう一つ。避難訓練等々、消火訓練を行えと書いてあるんですけども、誰の子が入っているときにやらなきゃいけないという、その1か月の間に需要があった子供がいるときにこれは適用みたいなイメージなんですけれども、月に10時間しか入らない間にじゃ、やらなきゃいけないのかと、こう解釈したほうがいいんですか。その辺はどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 ちょっと分かりにくくなっているんですが、今でも各保育園は消防法のほうに基づいて避難訓練を大々的にやっております。保育園の場合は年2回、それが義務づけられています。

ここでいう訓練というのはもっと簡易なもので

あって、職員が消防設備の場所をちゃんと把握しているか、その点検して、指差し確認をして、ルートはここから校庭までこういうふうに逃げるんだよねという、そういうシミュレーションを必ず月1回はやってくださいねという意味です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。じゃ、最後です。

これ取りあえず来年度からは市の公設の保育園等々で実施するというんですけども、この条例を預けて、ほかの園でやってくれそうですか。どうですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 民間の保育施設の人たちは、まずは公立のほうで先行して、その利用実績を見て、市全体の事業展開を考えるというところで御理解いただいているんですが、公立のほうで先行実施すれば、当然いろいろな細かい部分がこれから多分初めて事業なのであると思うんです。そういったところも含めてマニュアル化されて、ノウハウが蓄積されますので、そうした意味で新しく参入したいという民間の事業者さんが出てきた場合は、そういった部分も共有しながらスムーズな実施ができるように支援はしたいなというふうには考えています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと1個、すみません、気になったんですけども、週末、土曜日なんかはこれどうするんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 現在のところは、土曜、日曜、あとは祝日の実施は予定しておりません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは別にここに明記しなくても、そのやり方の実施要綱のところに書けば対応できるということですね。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 そのとおりです。これはあくまでも国で定めている設備運営の、特に認可をする際の基準、物差しになっておりまして、今、委員のおっしゃる点については、実施要項みたいなものをつくりまして、その中で定めたいというふうに思っています。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 この余裕活用型の解釈についてなんですが、余裕活用というときは、例えば美容室に行きたいからちょっと見ていてくださいとか、疲れちゃったからちょっと預けたいとか、そういうのも余裕活用になるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 子ども誰でも通園制度でいうところの余裕活用型といいますのは、例えばゼロ歳児、1歳児、2歳児で、面倒くさいので全部同じ数字で10人、10人、10人で利用定員が設定されていた保育園があると思いますよね。その場合で、余裕活用型で誰でも通園制度をやりたいといった場合は、例えばゼロ歳児のところでは1人、1歳児のところでは1人、2歳児のところでは1人、3歳の定員を確保する。要するに、既存の対象となるクラスの利用定員よりも下の中で、誰でも通園制度の定員を設定できるという。

当然、今の例でいきますと、ゼロ歳児で1歳児の分については、誰でも通園制度の定員でもう設定されていますので、この、令和8年度からはここが本来10人入れる部屋でしたけれども、9人までしか一般児童は入れませんよという運用になるということです。

ですから、誰でも通園制度の毎日来るようなことではないですけども、空きは出ちゃうようなや

り方、内容にはなっています。

- 佐藤委員長 林副委員長。
- 林副委員長 預ける理由は何でもいいんですか。
- 佐藤委員長 課長。
- 北村保育課長 基本的には何でも。誰でもなので、何でも大丈夫です。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 今の林さんの関連で、そうすると登録したい人たちは、言い方は変ですけども、公定価格に査定がある上限の人数を削ってでもその制度にやるという解釈ではなくて、多分園に余裕があるところしか手が挙げられないんじゃないか。今、子供減っているから仕方ないと思うんですけども、基本的にじゃ昔懐かしい言葉ですけども、弾力的な運用ではやってはいけないということなんですね。
- 佐藤委員長 課長。
- 北村保育課長 そうですね、今はそこは子ども・子育て支援新制度になって厳格化されておりまして、認可定員に対して利用定員という概念が新たに入ってきています。この利用定員というのは、実際に施設が運営に対して給付をもらうときのためのベースになる人数なんです。ですから、そこについてもフィックスでもう守らなくちゃいけない部分になってきますので、それがまずありきで前提で制度、余裕活用型の場合は検討することになっております。
- 佐藤委員長 齊藤委員。
- 齊藤委員 そうすると、その余っている、余っていないは、将来の話なんですけれども、もう採配をするのはじゃ保育課のほうで、ここその今の人数を設定して2人まで設けていますという園もあれば、空いているから3人大丈夫だよということもあったときの割り振りは、じゃ保育課でやるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 そうですね、まずは事業者さんのほうから必ず相談来るとしますので、いきなり認可申請書持ってくるということはまずあり得ないので、相談から来ますので、その時点で例えば何とか園さんの場合は、まだここは結構一般の保育園申込者が多いので、余裕活用型じゃなくて一般型、どこか空いている部屋のところでやってもらえると助かるとか、そういう個別の調整は随時するようにはなるかとは思いますが。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 また今、思いついて申し訳ないんですけども、じゃそこに入れるのに、お子さんに多少支援が必要で、本来であると加配が必要なお子さんを、本市内だったら大丈夫だと思うんですけども、これはどうなんですか、よそから里帰りしてきて使えるものなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 広域利用も可能です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうなると、その保育士のほうが人数が合わなければ、その子が、そういう体制の下である子が来た場合には、それももう計算して園のほうは申請しなきゃいけないということですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 このスキームは、県のほうでオンラインで全ての処理ができるようにプラットフォームつくっているんです。最初の面談があって、面談の調整があって認定書の発行、認定書が発行されるとアカウントが発行されますので、自分が使いたい保育園の空き状況が見えて、そこでの予約。向こう、園側がここが空いているんだったらオーケーする。これが全部、保護者、事業者、市町村の担当が全部一括して見られて、オンライン上で全ての管理ができるようなシステムになって

いるんです。

ですから、その中で、例えばまずは障害があるお子さんがあった場合は、最初の面談の段階で詳細に聞き取って、安全に保育ができるかどうかというところ、その辺を確かめてからの結果になると思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、そういう間違いなく最初の段階、入り口の段階で確認ができるシステムだということですね。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 那須塩原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第79号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○北村保育課長 (議案第79号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第79号 那須塩原市保育園条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



### ◎議案第81号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第81号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。  
課長。

○北村保育課長 (議案第81号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 虐待等の禁止のところなんですけれども、先ほど乳児等通園支援制度の該当しているところを照らし合わせてみたときに、この家庭的保育事業の場合は削除されている項目とかがあると思うんですけれども、これはその上位法に倣って全てやるわけではない。それともこれ15条の下に何かついているわけじゃないですか、15条はこれだけですよね。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 国のほうの上位法令である基準府令のとおりになっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

附則のところなんですけれども、連携施設の確

保と、家庭的保育事業は3歳児まで子を育てた後に必ずどこかの幼稚園、保育園を見つけなさいみたいな、認定こども園もそうですけれども、であるんですけれども、それが10年まではよかったんですよね。要は見つけられなくてもいいよという話だったんですけれども、これ15年に延びた理由というのは何か説明があったんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 連携施設、小規模保育事業者等については連携施設を置くのが基本義務になってはいるんですが、連携施設というふうになりますと、支援する側の事業者、保育園、認定こども園というのがあるわけですし、そうしますと彼ら彼女らのほうとしても、保育士のリソースの確保というところではかなり苦勞しているというところがありますので、自分たちの事業以外でほかの施設まで支援するということに余裕が回らないという、そういった社会問題があって、これ附則でその経過期間を国としては設けてあげているというのが趣旨です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、3歳以降は家庭的保育事業所はどうするんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 普通のこの連携施設の保育園を置いていない、例えば小規模保育事業所だったら、普通に保育園ないし認定こども園の入園審査を手を挙げて、そこでほかの子と一緒に審査をされて当否が決まるという流れになると思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

これあくまで家庭的保育事業の話で、小規模になっちゃうと人数が違うと思います。これ家庭的保育事業の条例改正、5人以下ですよ。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 名前は、家庭的保育等がついてるので、当然小規模保育事業とかも読み込んでいます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、確認なんですけれども、さっき言った上の準拠にして見たときに、15、こっちの支援制度のほうを見ちゃっているから空いたらじゃないですけれども、例えば必要な医薬品とか備えるとともに、さっきの通園制度のほうで書いてあるので、こっちはその家庭的保育事業だから多少軽くつくってあるのかと思ったんですけれども、小規模保育事業、小規模事業者で多分19人まででしたっけ。そうすると、認定こども園の前のほうでもやっている園がいっぱいあるじゃないですか。認定こども園で。

そういうときにそっちでは、この等になっちゃると、これはそっちはやらなくてもいいよみたいな話になっちゃいけませんか。

要は、園としてやっている人たちは備えあるからいいけれども、できない人たちはいいですよみたいな条例になっているから、重複してその園は両方を見ていかなきゃいけないんじゃないかという話。両方というか、こちらでいうと15条のほうに書いてあるものと、これはまた違うのか。これは違う。すみません、取消します。条を間違っちゃいました。俺が条項間違ったからいいです。すみません。

[発言する人あり]

○齊藤委員 そうなんです。ないから聞くのが大変になっちゃうんです。そこだけしか出てこないの、全体を網羅するときに今回の場合は民営等の誰でも通園制度と、さっき言ったとおり公設でやっていくためにほかの基準でもできるようなやつがドンとでたから、じゃこれ家庭的になったらこ

んな緩くなっちゃっていいんですかという話で聞いちゃったというだけなんですけれども、じゃその辺はという話で、例えばこの15条の下にも何かあるんじゃないかなと思ってさっき聞いたんですけれども、その辺はあるということでもいいですか。確認できないのであれなんですけれども、それだけ確認させてください。あるということでもいいですか。

なければ、別にこのままですと言えればそれまでなんですけれども。それは後で教えてください。大丈夫です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この事業所自体が、今、家庭的保育事業やっている事業所というのはあるんですか。対象施設は、どのぐらいこれが対象になるのかなど。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 家庭的保育事業をやっている事業者、那須塩原市にはないです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、小規模だと。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 小規模ですと、9施設ですね。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、その9施設用にこれは捉えていいということですね。分かりました。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 先ほどの、今の家庭的保育事業の関係の例規なんですけれども、現行の例規ということであれば、市のホームページのほうの例規集で検索いただけます。そちらで検索すると、例えば15条の、現行では虐待防止の下に16条として衛生管理でありますとか、そういうものが記載されている。

今回ちょっと改正なので、そういう改正されない部分はそのまま省かれているので、ちょっと非

常に全体像が分かりにくいんですが、そういうふうにはなっているということです。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 連携施設なんですけれども、那須塩原市の場合は全て小規模保育事業所には連携施設はついています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第82号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第82号 那須塩原市特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○北村保育課長 (議案第82号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第82号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第83号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第83号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○北村保育課長 (議案第83号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、300円にした根拠は。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 国のほうで標準的な給食費を定めておりまして、そちらの方を日当たりに換算しますと200円という数字が出てきたものです。

○齊藤委員 300円ですね。300円のほうで。

○北村保育課長 ごめんなさい。300円については、国のほうで子どもだれでも通園制度を実施するに当たって標準的なお金を示してものですから、そちらのほうを採用しました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ公設でやる場合はいいんですけども、民間でバス代とか取るときのお金のその担保というか補填はできるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 この利用料とか、給食費もそうなんですけど、今回、先日の全協でお示しさせていただいたあの内容は公立が実施する場合の内容でして、各民間事業者さんのほうで、例えばうちはこ

ういう経費が必要だとか、やっぱりこれじゃ足りないからもうちょっと値上げしたりいとか、あとは給食にまでリソースを出せないの、やはり給食うちはなしにするとか、そこは全部自由に決められるようになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、4項の利用料の納期限が利用日と書いてあるんですけども、これ先ほど言ったケースで、ドタキャンの場合どうするんですか。先に取ったほうがいいんじゃないかと思うんです。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 その辺のキャンセルポリシーについては、現在検討しているところです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃこれが、この条項なくてもいいんじゃないかと思うんですけども、書くせいでその実施要項にポリシーをつくらなきゃならないと思ったんですけども、あえてこれはここに載せたかったんですか。載せなきゃいけないものだったんですか。そこをお聞かせください。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 こちらの12条のところですか。

○齊藤委員 12条の、そう4項。

○鎌田管理係長 4項ですよ。納期限については、齊藤議員おっしゃったように当然キャンセルは想定されるものなんですけど、当日払ってもらおうところを改めて明記する上で、改正をした、追記をした形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 さっきの広域利用が可能といったときに、せっかく1人枠を空けて待っていたらやっぱり来ませんかとか簡単に言ってくるんじゃないかと思ったんで、例えば定めは別によるみたいな表記のほうがよくないのかなと思ったん

ですけれども、ここに利用日と書いてしまった以上はそれはできてしまうということになるので、その前に例えば前納してくださいという方法が取れないわけじゃないですか。だったら、普通だったら、利用料の期限については、別に定めるものとするすれば、実施要綱等で対応できたと思うんですけども、その辺は別にそういうふうに思わなかったのかどうかだけ教えてください。国が明記しろと言っているんだったらいいわけですけども。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 基本的には、利用する園で納めていただくことを想定しておりますので、なかなか事前にというところで、納めることも場合によっては可能かなと思うんですけども、あくまで納期限を設ける場合については、やはり利用日当日という明記をされているところで記載をさせていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応自分的にはこれでスタートしていると思うんですけども、民間に渡すときには民間の自由度が条例で阻害しないように、後に必要であれば要綱を定めるのも含みで聞いてくれたらなと思ったんですけども、市が定めちゃって民間のほうにいろいろな設定をさせておいて、高額なところでも予約してきたのに払わないとなっちゃったら大ダメージだと思うんです。今回公設だからこれでいいと思うんですけども、担保が取れないので、そういうことも勘案したらいいんじゃないかというのは意見で言えばよかったんですけども、そんな感じなんですけれども、どうですか。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 先ほど説明したとおり、あくまで公立で納める場合の期限になっておりますので、

そちらについては、先ほど課長から説明があったとおり、公立での運用の実績等を民間の施設に提供したら適切にその納期限は設定していただくという形で運用していきたいというふうに考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第83号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○北村保育課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 ありきたりなんですけれども、この返還金、全て精算が終わったことなんで、何も聞くことないんですが、支給された側のほうは問題なく事業をしっかりと遂行したという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎教育部の審査

○佐藤委員長 これより、教育部の審査を行います。初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代教育部長 （挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

○佐藤委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第86号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○宇賀神教育総務課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 説明いただいた10ページの廃止になった教育施設長寿命化計画の中で、委託ではなく、職員のほうで対応することになった経緯といいますか、経緯じゃないな。今までやっていなかったことをやることによって職員間の負担はないのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらにつきましては、先ほども簡単に御説明しましたが、今年度施設を管理している修繕、こういったものについては包括管理システムといいまして、委託業者に学校や保育園、そういったところに端末を配備して、修繕が出たら入力していただいて、その委託業者が庁

舎に向いて修繕をする、こういった対応をしているところなんですけれども、これによりまして個別の施設、こういったもの人間にしてみたら病院のカルテみたいなこういったものが出来上がってきたんですね。

これについては委託している業者の費用には入っていない貢献と言いますか、そういったものでやっていただいているものなんです、それによりましてどの辺りがどういう修繕が必要ですか、そういった個々の施設のカルテが出来上がりましたので、これを整理することによりまして、計画のほうが自前でも、うちの係の職員でも対応ができるということで、コンサルに委託する必要はないという決断に至ったものでございます。

○林副委員長 はい、理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 その前の9ページのところなんですけれども、さっき説明を聞いたはずなんです、その1億8,000万円は採択されなかったところの仮設リースのものでいいんでしょうか。今回教室棟を直すためにやるために使う仮設のことなんですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員 今年度駄目だったんで、来年度またチャレンジするために、令和7年度のままで繰り入れるのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼学校施設係長 債務負担行為につきましては、仮設校舎の分のリースに対する債務負担行為なんですけれども、今来年度の交付金の申請要望に応じていまして、それが採択されれば工事に着工したいと考えているものです。

期間としては、令和7年度から9年度になっていまして、工事のメインになるのは8年度、9年

度になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 期間的に圧縮すれば安くならないのと思っただけですけども、その辺はどうなんでしょう。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼学校施設係長 工事内容として、やはり1年程度、工期としては必要だろうという設計になっております。なので、債務負担行為の設定は3か年になっていますが、実際のリース期間としてはおよそ1年間、12か月程度となります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 採択がもたらえるのは8年度4月当初で出るということなんですか。公費は。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼学校施設係長 今8年度の事業なんですけど、7年度に前倒しの申請というものをしまして、それが採択されれば、令和8年1月頃に内示になる。

〔「来月ですね」と言う人あり〕

○齊藤委員 そう説明していたなら、聞いていたのに聞き直しちゃったらごめんください。そういう説明だったの。

○宇賀神教育総務課長 もし採択されなかったらならずにもこれ落しちゃう。

○齊藤委員 チャレンジするためにやったものだということですね。それで意味が分かりました。了解です。

次に、気化式の冷風機の話です。これこの間までリースしていたのに購入しちゃうのはどうしてかという、その理由をお聞かせください。

○佐藤委員長 係長。

○島田総務係長 私のほうから説明させていただきます。

先ほど課長の説明からもあったとおり特別交付

税の措置が今年度で終わる可能性があるということで、リースの場合につきましても今年度は7割の特別交付税が入っていたところなんですが、来年度からはリースも含めて特別交付税の措置が、そこはまだはっきりしていないところではあるんですけども、なくなってしまう可能性があるということで、今年度購入するという形になりますと、確実に7割の交付税措置があるものですから、購入で7割の公費を入れた上で、来年度から全くもう特別交付税の措置なく、一般財源でのリースをするよりも、今年度購入をして、特別交付税の措置を受けた中で購入したほうが得だろうというところがありまして、今年度購入ということになったところです。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 さらには3年でもう元が取れちゃうんですね、リース代、買う金額とリース代というのが、そうすると今回3年目になりますので、もうこれは交付税措置もあるかないか分からないところになるので、購入したほうが先々得というか、財源の無駄遣いはしない。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、来年度3中学校にエアコンをつけるじゃないですか、ということはその学校は入っていない、それも入っている。

○宇賀神教育総務課長 入っています。

○齊藤委員 そうすると、中学校は20基買うということ590万円、2基ずつ置くと言っていて。

○佐藤委員長 係長。

○島田総務係長 今中学校が8校、義務教育学校が2校ございまして、2校中1校、ついておりませんので、9校分掛ける2台。

○齊藤委員 18台。

○島田総務係長 18台ですね。

○齊藤委員 18台が594万円。小学校が残り、小中

抜いて26、大山小を抜いて25。

- 島田総務係長 16校ですね。
- 齊藤委員 ごめん、ごめん16校で同じ32台。
- 島田総務係長 32台。
- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 補足なんですけど、もし体育館で順次整備をしていますけれども、そこで使わなくなればほかの教室でも使っているんですよ。ほかのまだ整備されていない学校に回すとか、そのあたりはちょっと臨機応変に対応させていただきたいなと思っています。
- 佐藤委員長 いいですか。  
中村委員。
- 中村委員 素朴な質問なんですけど、これ冷風、冷風とこれから寒くなってくるのに冷風ばかりやるという、これみんな温風はついているんですか。
- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 気化式冷風機には温風は出ないです。
- 佐藤委員長 中村委員。
- 中村委員 暑さ対策は十二分に分かりますが、そうすると体育館でも寒さ対策は全然考えていないということではよろしいんですか。
- 佐藤委員長 課長。
- 宇賀神教育総務課長 順次エアコンを整備するに当たっては、エアコンなどで暖房もつくような設備を考えていますけれども、今現在暖房というところだとジェットヒーターとか、ブルーヒーターみたいな形で対応させていただいてまして、もちろん体育の授業のときは、暖房はつけないで実施するのが通常なので、例えば卒業式ですとか、学校集会みたいなき、そういったところは十分に全体は冷えないかも分かりませんが、申し訳ないんですが、そういったジェットヒーターとかでの対応をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 中村委員。

- 中村委員 意味は分かりました。最終的には新しい体育館にはエアコンが全部ついているということですので、教育の公平性を考えれば、最終的には小中学校にも当然冷暖房は完備されるということを考えて中で、この冷風機は入れていくということですので、この冷風機は大体耐用年数は幾らぐらいですか。
- 佐藤委員長 係長。
- 島田総務係長 耐用年数全体まではちょっと把握はしていないところなんですけれども、フィルターなんかは2シーズンぐらいで交換するとかそういうところがありますので、おおむねそのエアコンが整備される期間中は、基本的にはもつんじゃないかなという想定で購入するものでございます。
- 中村委員 了解。
- 佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。  
齊藤委員。
- 齊藤委員 すみません、前に1回、島田さんに直接聞いたんですけども、子供たちの評価は、その近くにいたら涼しいというのは聞いていたんですけども、館全体は絶対気化式じゃ、スポットクーラーより多分冷えないと思うんです。なんで、その目的として2基を置くというのが公平性みたいな感じになっているんですけども、例えば来年度でかいところを3つつくというから、そこを除外したときに、回すところは学校内で回すようにしたんですか。それとも体育館がやっぱり大変だから、よそよりちょっと多いところに回してあげるとか、その基準とかというのは考えていますか、それとも学校に裁量を任せちゃうんですか。体育館のエアコン工事が始まっちゃった場合の学校とか、そういったところはどうかとあるんですか。
- 佐藤委員長 課長。



○宇賀神教育総務課長 背景は分かりませんが、多分学校給食会そのものの存続意義というのがなくなっていっちゃうのかなというところで、県内これ統一した形で、学校給食会を通して給食の食材を入れていくのが基本になっていまして、話が若干ずれちゃいますけれども、ただ那須塩原市産の米をうちの学校には入れてくださいねというような中身は分からないですけれども。

○齊藤委員 そうなんですよ。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 米飯組合はそうだよ、栃木県の。米飯組合に直接頼むこともできないことはないという事ですよね。

○佐藤委員長 係長。

○室井係長 なかなか単価の設定とお米の手配とあと学校給食会のほうでお米を出すときに炊飯組合のほうに委託している部分がありますけれども、金属探知機をかけるとか、安全管理の部分というのも給食会が担っているところもありますので、なかなかうちだけ個々にというのは難しいのではないかとこのふうに思われます。給食会あつての産地組合というのがあるんじゃないかと思えます。

○宇賀神教育総務課長 後でよく調べて。

○齊藤委員 そうですね。また。取りあえず今は2,286円の増ですね。これだからまるっきりお米だけがこれだけ上がったという解釈でいいんですよ。5,000何ぼと、五千幾らと言ったんですけど。6,000と言った。6,500。10キロ。まだ5キロの4,000円より安いのか。10キロですものね。

○宇賀神教育総務課長 補正予算に上げた分は食材ですけれども、ほかは本当に純粹に米だけです。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時03分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大蔵学校教育課長（議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。今の債務負担行為のところなんですけれども、民間プール使用料の3,316万5,000円の中に指導員さんのお金は入っているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 含まれてございます。

○齊藤委員 含まれている。タイトルが使用料だから、説明とかないと使用料だけがかかっているんだか、そこにインストラクターが何人とかがないと分かりづらいんですけれどもと言いたかっただけです。

バス委託のほうもなんですけど、例えば委託して貸してくれる事業者のところに近い学校は使わず、

歩いていたりしているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 東小学校はファインドスポーツに近いので、徒歩で移動します。

○齊藤委員 そのほかはあるんですか。

○植木学校指導係長 距離がある学校もありますので、それは皆さんバスを使用します。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 その下の校務支援システムに関しては、これ委託になっているので、多分入札か何かになると思うんですけども、清掃センターの機械基盤みたく直せるのが1社しかいないような事業なのか、それともこれ立ち上げてどの企業だけでも入れるから、ちゃんと競争入札になるのかと、その辺は教えてもらえますか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら今現在は庁舎内にサーバーを設置する形式で、オンプレで運用しているものを今度クラウドリフトしていく形になりますので、既存の業者でないとできないということではなくて、予定としてはプロポーザル方式で業者の選定を進めていきたいと考えています。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時21分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員

会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

#### ◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○伊藤生涯学習課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 電気料の請求額がまちまちなんですけども、何ででしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 そちらの稼働時間、部屋の数、公民館の規模が違いますので、毎月の電気料が異なっております。それぞれ積算をした結果、3月までにこれだけ不足になるというようなことで、一番大きいのでやはり規模によるものと、あと利用件数が各公民館によってまちまちなりますので、それを勘案した額でそれぞれ各公民館によって額が異なっているということとなります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 稲村は何でこんなにあるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 稲村はそれぞれの利用が多いというふうなことが一番大きいところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 利用が多いだけで積算をしちゃうんですか。3月までの計算をしたんですね。

○伊藤生涯学習課長 はい、そのとおり。

○齊藤委員 利用者が今後使うべきであろうというよりは、ほかの公民館の利用が少ないといえよそこまでなんですけれども、基本的に館の規模とかは一緒に、設置してあるのも一緒だとしたときに使い方であったりあるいは漏電であったり、そういったものは全然計算していないんですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 それぞれこれから暖房の季節になるんですけれども、暖房については石油ストーブも併用して使います。それを見越した上で、冷房の時間数が各公民館の部屋数も違いますし、各公民館においてほぼほぼフル稼働の状態のところもあれば、フル稼働じゃないところもあると思うんですけれども、それぞれ現予算のほうを比較した結果、年度末までにはこれだけの数字が低くなる、なくなるというようなことで、ただ先ほど申し上げましたとおり暖房については石油ストーブという稼働もありますので、その点も考慮した上で、それで各公民館のほうで積算をしているというようなことでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、これ以外のあと10公民館とかは、初年度の当初予算で間に合うというふうに踏んでいるところですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 とにかく9月補正で……

○齊藤委員 9月あった、そうですね。9月分ですさなくて今回の分で改めてというかですね。

○伊藤生涯学習課長 そうです。

○齊藤委員 分かりました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時35分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。



◎議案第97号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第97号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○東泉スポーツ振興課長 (議案第97号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 この間、全体質疑でも出たと思うんですけども、応募が1者しかいないという現状をどう捉えて、指定管理を出し続けているんだかはどうでしょうか、その辺ちょっと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 応募の期間の前にいろいろほかの事業者からも問合せがあったんですけども、実際に応募期間中に応募があったのは、現在も指定管理を締結している1者ということでございました。

やはり現在も請け負っているということで、その強みが当然あるのかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 もうこういう審査員なしでやるやり方はプロポーザルですね。自分たちがプレゼンして

やってくるんですね。多分やるのが今の説明だけとなると、ほぼほぼ値段、昔は値段が安ければボンみたいな感じだったんですけども、戦う相手がいないので、どうなのかなと、昨日も聞いていて、全部どこも1者ずつなんで、この後もまた言おうかなと思っていたんですけども、これになっちゃうと結局なあなあになりかねないというところに関して、何か対策は考えていますか。もう決まったら任せますみたいな感じになっちゃうんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 対策では特に考えていないんですが、やはり先ほど説明させていただいた新しい提案ですね。利用者にとってよりよい予約のできるアプリの開発ですとか、それから利用者が少ないときの利用の方法ですとか、新しい提案をいただいていますので、常にバージョンアップはしているということで考えてございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 確かに言っていましたよね、閑散期に安くしたりとか、値段をいじりますという話もそういうのは全然すごくいいと思うんですけども、基本的に教育部としては、指定管理として定めたわけですから、その5年間の間に例えば去年より入り数が少なくなっちゃったとか、そういった話のヒアリングを細かくやっていかないのか、そっちのほうはどうなんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 そういったヒアリングはやっております。

○齊藤委員 やって、今後もやっていくという感じですか。

○東泉スポーツ振興課長 はい。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第97号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第97号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第86号の説明、質疑、討

#### 論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補

正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○東泉スポーツ振興課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。齊藤委員。

○齊藤委員 先ほどの廃止になったところ、照明の器具リース、これ不調になった理由は何なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 金額が折り合わなかった、低かったということでございます。

○齊藤委員 市の用意した額が少なかったというところですね。

○東泉スポーツ振興課長 はい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これやらなくていいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今年度中は少し時間的に間に合いませんので、来年度以降予算要求をしますね……

○齊藤委員 そういうことね。廃止だから終わりにしちゃうのかと思って。いつも説明が1個足りない。終わりしか言わないので、どうするんだと思って。もう一声、欲しい。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「6001事業とか言っていた」「そう」

「4000とかなんですけど、どこのページを言っているんだろうと思っていた」

「4001事業です」「4001事業の基金積立」

「4001事業と言っていたんで」「すみません」ありません〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時09分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。

#### ◎保健福祉部の審査

○佐藤委員長 これより保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○板橋保健福祉部長 （挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

#### ◎健康増進課の審査

○佐藤委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

#### ◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第78号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第78号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 議案第78号の資料の中で、これ全協でもいろいろ説明を聞いたところではあるんです

が、改正案の中にセンターの設置第3条を母子保健学習室と書いてあるんですが、これは現状がそうなっているよということでしたか、施設の中でそういうものが今あるよということが明記されているだけでしたっけ。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 母子保健学習室ということですが、現状、そういった使い方をしてる室でございます。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ条例の一部改正なんですけど、第3条のところなんですけど、今回略ということいろいろな室がありましたよね、ボランティアルームとか、あの辺はこのまま継続して使える形がいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちら今回、第3条、センターの室に規定させていただいたものは、基本的に市民の方が御利用いただける室ということで、今まで規定をしていなかったものですから、今回の公共施設等運営権設定に伴い頭出しをさせていただいたもので、利用いただけることとなっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 専らまるっきり地域ということですよですけども、ごめんなさい、俺が言っていること第4条だ。開館時間や休館自体は消しちゃったんだっけ、全部、俺忘れちゃったんだよな。ここの部分はどうなっていたんでしょう。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらセンター開館日及び休館日につきましては、別表のほうで対応させていただいておまして、前回入浴室に係る部分を削除させていただいたというのが3月議会で議決

をいただいた内容でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その休館日が長寿センターに沿って行ってしまうと、今後このコンセッションをやるときの事業者の要望する曜日に条例が邪魔しちゃうんじゃないかということを知ったんですけども、その辺は考慮されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらにつきましては、この後、事業者との相談を経て、提案を経て、事業者の提案に即した形で必要に応じて条例改正が出てくる可能性はございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それによって、もしうまく進んだ場合には、また条例改正して、柔軟に対応するという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 さようでございます。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これも多分質問とかで出たと思うんですけども、今後の入浴料ですね、まだ市民の方ではあそこ福祉施設だという解釈をされている方がいて、僕らからすれば多世代の交流というか、いう場所なので、今後指定管理として、もうけられなかったんで一旦廃止を進めたけれども、民意が強く市が動いてくれた中で、言い方が悪いんですけども、今度はもうけていただかないと、せっかく復活させた意味がないということで、突拍子もない値段じゃなければ、多少200円という値段は絶対超えてくると思うんですけど、そこに対して結局説明の責任は市にも出てきちゃうと思うんですけども、その辺は頑張っていただけるということよろしいですか。一応確認なんで。

○佐藤委員長 課長。

○亀田健康増進課長 頑張ります。

○齊藤委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第78号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 感染症検査等事業補助の精算に伴う返還金で、男性の風疹でというお話があったかと思いますが、これは想定していた数の予防接種者数よりも実績が少なかったからの返還というところ。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 さようでございます。こちら、当初、令和6年度事業になりますが、当初見込み件数1,116件抗体検査が行われる見込みで、所要見込額を報告させていただいたんですが、実績といたしましては287件で……

○林副委員長 もう一度ごめんなさい。

○阿久津保健予防係長 287件ですね、実施となりまして、その差額が返還となっているものでございます。

○林副委員長 ありがとうございます。

大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時27分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### ◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、社会福祉課の審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまです。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

#### ◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○福田社会福祉課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。事業の内容より、一番最後の表が気になっちゃったんですけども、国と県の補助率が書いてあって、4分の1とか書いてあるじゃないですか。結局、そもそもの事業費は幾らだったのという、その単費が分からない。これは多分、補助のところしか表していないんですね。

〔「これは補助率だけを」と言う人あり〕

○齊藤委員 補助率だけ書いてあって、実際の事業費の合計というのは分からないんですよね。

○福田社会福祉課長 こちらには、事業費の見込みということでは。

○齊藤委員 この実績見込額でいいんですか。

○福田社会福祉課長 そうですね。そちらのほうには書いてある。

○齊藤委員 そこに右の補正額というのは、いつものやつなの、今回上がっている。

○福田社会福祉課長 こちらについては、事業費…

○齊藤委員 この1億8,000万の中の7,000万ということでもいいですか。1億6,000万か。障害者福祉サービス給付費だから、予算執行計画書だと1億6,751万5,000円の中の7,449万円が補正額。

○福田社会福祉課長 はい。それで、そのうちの…

○齊藤委員 4分の1しか書いていないだけですか。実際は割り算はしていないということでもいいですか。

○福田社会福祉課長 そうですね。

○齊藤委員 じゃ、分かりました。

○佐藤委員長 いいですか。

○齊藤委員 うん、何となく。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 先ほどの議長の関連なんですけど、8ページの4001事業の障害者サービス、この最初の令和7年度の当初予算で組む予算ってありますよね。当然、令和6年度を参考にしながら、すると、令和7年度、今、課長の御説明では、だんだん後期の方が増えてくるということの前年のときに、大体伸びるのが分かっている、ここで補正を組んで1億6,000万というのは、変な言い方ですけども、前もって当初のときで、ある程度の予算というのはできないものなんですか。それとも、やっぱり国と県から、国から2分の1と県から出ると、そういうがあるので、伸びたときに、補助が伸びたときに補正を組めばいいかという考えの下なんですか、この事業に関して。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 こちらのほう、委員さん御指摘のとおり、当然その辺の見込みというのを出してございまして、一応、今回の当初の算出の仕方なんですけれども、前年度比で約8%の増を見込みまして、当初の予算と比較しますと、令和6年度の当初予算、こちらのほうが32億5,100万円で、

決算が36億3,100万円だったんですけれども。この決算見込みから、約、大体、決算としては最終的には36億3,100万円だったんですけれども、6年度の見込みとして出したところから、8%増を見込みまして、当初予算では39億1,500万、こちらのほうは組ませていただいているところなんですけれども、そちらの想定よりもさらに上回ってきているところでございます。

○星野委員 増えたということですので、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
林副委員長。

○林副委員長 8ページの障害者福祉サービス給付費、4001事業の中で、ちょっと私、聞き漏らしちゃったんですけれども、放デイは当初予定したよりもそれほど大きく伸びなかったというところだったんですが、何が大きく伸びたと言ったんです。ちょっと聞こえなかったの、すみません、もう一回教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 こちらは、障害児のほうのサービスが想定していたよりも伸びなくて、障害者のサービスが大きく伸びたというところで。

こちらのほうのサービス名なんですけれども、大きなところでは重度訪問介護、あとは生活介護、あともう一つですと、就労継続支援のB型、こちらにもサービスが伸びているところでございます。

○林副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。最近Aじゃ企業が成り立たないから、この間質問であったと思うんですけども、Bに移行しているということに関して、市としてはもう、いいよと言うしかないんですか、

これは、Aも必要な気もするんですが、事業者が耐え切れないがために、今度Aにしか行けない人がBに通えるとは思えないんですけども、そういったものを気にしないで、ぼんぼん出されたら、はいオーケーみたいな感じで、支援は出しちゃうものなんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 市といたしましては、事業所の考え方でございますので、そういったところに移行するといった場合については、市としてそれを認める、認めないというところではないとは思いますが、そういったところはやむを得ないのかなというふうには考えております。

今回、その御質問等もあったかと思うんですけども、やはり障害者の方が生活が安定するとか、そういったところを考えますと、やはりA型であったりとか一般就労に向けて、というところで、事業のほう広がっていったらいいのかなというふうには考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 結局、言い方は悪いんですけども、給付とか支援金頼みみたいな運営が見られちゃうじゃないですか。Bのほう支出が少ないので、経営者側からすれば、なので、そちらのほうがいいイメージを持ちちゃうんですね、普通の経営をやるのであれば、基本的に売上げがなければ、会社はやっていけないわけですから。そうすると、A型に対して何も市としてそのまま言われたとおりに最低賃金を払って雇いなさいと言いつつ、しかも、法定雇用率を守りなさいみたいなものはいるけれども、この現状のB型の伸びを見て、Aが減っていく現状に対しては、何とも思っていないのかなってちょっと聞いてみたんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 そういったところ、企業側の理解だったり、あとは事業所側の理解というところを今後、そういったところを考えていただくためにも、市として動いていかなきゃいけないのかなというのは考えております。

○齊藤委員 すいません、ずれちゃったけれども、いいです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生活福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 中国残留邦人のほうの話なんですけれども、医療と介護と書いてありますが、年齢とか、層はどんな感じなんですか、現状。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 中国残留邦人の一世の方が対象になるものですから、かなり高齢化が進んでおりまして、今回の対象となっている長期入院されている方というのは80歳の方でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 まだこういう定義になってしまうお方というのは、那須塩原市にはいるんですか、人数、どのぐらいいらっしゃるのかって分かるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 現在4名おります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、次に、生活保護費のほうで、先ほども、やっぱりこっちも医療と何とかという話があったんですけども、ちょっと分かっていなくて聞いちゃうんですけども、国民年金保険とか、高額医療のときって、そっちを使ったりとかというのはまた違うんですか。それと、この生保のかかる部分というのは。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 生活保護受給者につきましては、医療費は10割保護のほうで対応いたしますので、高額療養費ですとか国保とか、後期高齢者とか、そちらの対象にはなっておりませんので、10割負担。ですので、かなり額が大きくなっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それって結局、変な言い方なんですけれども、非課税世帯は納めなくていいという話になっちゃうから、満額出しちゃう。保険にも入らないということだと思うんですけども、最低限、生活費を渡す中で、その中から保険料って支払えないものなんですか。払っちゃいけない、法律上。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 制度で生活保護受給者は国民健康保険ですとか、後期高齢者医療保険からは脱退す

ることになっております。ただ、社会保険に関しましては、併用は認められておりますので……

○齊藤委員 社会保険だけは大丈夫なんですか。

○大森保護係長 はい。お勤めになっている方につきましては、3割ですとか、もちろん高額療養費とか。社会保険に加入されている方については、そちらの対象になっているところがございます。

○齊藤委員 ちなみに、医療費で最高額と、この補正を組むのに当たって、大体金額ってあったんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 レセプトからですけれども、やっぱり心筋梗塞で額は不確かですけれども、600万ぐらい。これに入院費がプラス、長期になれば入院費もかかりますので、本当にそれでかなり高額になるという、それも全部10割負担。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時57分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

### ◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

### ◎議案第95号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○佐藤高齢福祉課長（議案第95号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 別なところでも同じ質疑をしたんですけども、1者しかいない現状をどう思っていますか。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 市としては、やはり多くの募集があって、その中から審査、結果、より基準に適合した高い点数の事業者を選定したいところは、もちろんそれを本意とするところではあるんですが、団体が高齢者の介護予防なりの拠点施設というところでありますので、募集範囲は県内、何かあったときにタイムリーに、緊急時にも対応できるということで、募集範囲を県内というところにして、結果として1者。当団体は実績があり、信頼というところも幸いにして応募があったところで、こちらとしては助かったところもあるんですが、実際は多数の応募があって、その中から選定したいというところでした。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 本社が池袋になっているんですけども、働いている人たちは市内の人たちの雇用とかは、しっかりとしているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 市内中心にといいですか、遠方からということではなくて、県内なり市内でも、ほかの事業とかも展開している事業者でございまして、雇用のほうはそのような形でしているところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、分かりました。前回の5年前と今回で、管理経費の縮減が零点なんですけ

れども、逆にどのぐらい上がっちゃったんですか、5年前と比べて。上がったと確認しちゃっているんですけども、値段がどうだか分からなくて、すいません。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 前回、令和3年から7年までのこちら予算ベースというところでの比較にはなるんですが、令和3年から7年において1億8,300万です。今回、1億9,000万からというところで、実際700万程度の増となりました。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すいません。シニアセンターのサービスの利用者数って、これって、それともこれは高齢者なので、ある程度の枠で決まっちゃっているんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 シニアセンターの事業が自主事業と、こちらのほうでお願いしています介護予防の事業、マシントレーニングであったり、元気アップデイ・サービスというものをお願いしているんですけども、総利用者数としましてはかなり伸びてきております。令和5年度に関しましては1万3,289名で、6年度に関しましては1万5,710名という形で、伸び率は比較的多くなって、利用者も増えているという現状になっています。

○星野委員 じゃ、そうしますと、2の住民サービスの利用者に対するサービスの向上、12.5って結構高い数字です。これはプロポーザルしてそういったものをこの業者は取り入れている。ちょっと課長補佐が1からこういうものをやっってください、こういうものをやっってくださいというほかに、この事業者は当然覚悟して、そういうサービスを利

用しているという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 議員おっしゃったとおりでございます。この事業者自体が幅広く福祉全般に対して活動というか営業している事業団体もありまして、そういった意味ではいろいろなアイデアであったり、なので、自主事業としてやっている部分も多く、また今回の提案も新たに3つ4つ、新たな提案を加えた上で提案いただいていますので、そういった意味では、そのあたりは本当に信頼できるといいますか、安心して任せられる業者かなと考えております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そういうことで、利用者も増えているということで認識をしました。分かりました。了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 値段って載っていないのでしたっけ。

○佐藤委員長 課長

○佐藤高齢福祉課長 議案書なり議案資料のほうにはすいません、ちょっと載ってこないんですが、この後実は債務負担行為の12月補正、財務のほうで12月補正のほうで債務負担行為を設定しております、その中で説明は少しさせていただく予定ではございました。

○齊藤委員 ページは見ていたんだけど、まずあれが違うので、大丈夫です。議案。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第95号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第95号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第86号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

- 林副委員長 御説明いただきました9ページの地域医療・介護総合確保事業費、10001事業に関しては、受託できる受皿がなかったからできなかったという理由でよろしいのか伺います。
- 佐藤委員長 係長。
- 山田介護管理係長 こちらにつきましては、もともと、先ほど課長のほうから説明があったとおり、県から施設を整備した事業者さんに対して100%の県負担というところで、計画の補助金が出る制度になっているんですけれども、実は令和4年度から市の高齢者福祉計画の中で整備を予定していたものなんですけれども、これまで令和6年度までに、合計6回公募を行っているんですけれども、今まで一度もこちらの施設については応募がなかったような形になります。一応、令和6年度、7年度にかけまして、どうしても計画にある事業でございまして、整備していただける事業者さんの下調べをさせていただきまして、全国にあるこちら施設の定巡協というのがございまして、そちらのほうとかにやってくれそうな事業者はいないかというところで話をさせていただいたところ、興味を示していただける事業者さんがようやく出てきたところなんです。ただ、事業者さんのほうとスケジュールを確認したんですけれども、どうしても新しく新規でもって事業を実施するためには、令和7年度の単年度の中では事業の完了まではできないというところのお話があったものですから、今回、12月補正で補助金につきましては全額減額させていただきまして、逆に債務負担行為で来年度の中で補助金を支出するような形を取らせていただいて、12月に公募を実施させていただきました。事業者さんが決まりましたら来年度の中の整備完了を目指すという形を予定しています。
- 佐藤委員長 林委員。

○林副委員長 そうすると、おおよそ次はうまくできそうだよというところですか。理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に議案第89号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤高齢福祉課長（議案第89号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 繰出金の話が、今どっちをやっているんだ。いいんですって。介護保険料でしたっけ。その1個手前。

〔「今介護」と言う人あり〕

○齊藤委員 介護でいいんですね。介護の繰出金のほうは、特別会計に戻すだけで、一般会計に繰り出すというわけではないんですか。さっきの一千幾らだっけか。

介護保険の基金から介護会計に出すという話だけですか。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 基金の話で言えば、何しろ介護特会の中の事業で、中だけで、基金取り崩しで、御説明申し上げました保険料の不足分に充てることで、今回取崩しをしまして、繰入れ、繰出しの話でいいますと、事業費の増減に伴って一般会計と特別会計で双方、相殺して……

○齊藤委員 一般会計に戻すのでいいんですって。ごめんなさい、1項6目の介護保険特別会計繰出金ってやつ。1,784万。これって終わっちゃった。今やっているんだよね。86号は終わったんですって、今89号で。

〔「いいんだよ」と言う人あり〕

○齊藤委員 こっちの部分とあれはリンクしていないんですか。これはリンクしていない。

○佐藤高齢福祉課長 繰出しは全部リンクしていま

す。

○齊藤委員 いいですよ。全部精算が終わって、説明してもらいたくなって。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 予算執行計画書の19ページ。

ごめんなさい、20ページですね、を御覧いただければと思います。

こちらのほう、6款の繰入金について、ちょっと御説明させていただければなと思います。

一般会計からの繰入金につきまして、まず今回、介護給付費ということデイ・サービス介護給付事業のほうで不足が生じますので、こちらにつきまして、市の一般会計のほうで負担が生じます。市の負担割合につきましては、こちら12.5%分制度上でどうしても市の一般会計から負担しなければならないという形になっておりますので、そちらの金額分として43万7,000円、一般会計のほうから負担をしていただくような形になります。

それと、地域支援事業費繰入金と申しまして、こちらにつきましては、地域支援事業費の一部増額補正がございますので、一般会計のほうからこちらのほうが負担割合が19.25%でございます。事業費に対する19.25%分として市の一般会計のほうから負担額として12万8,000円を繰入れするような形になります。

最後に、低所得者保険料軽減繰入金という形でございまして、こちらは那須塩原市の介護保険料全部で保険料の所得段階14段階に分かれているんですけども、14段階のうち、標準的な段階が5という形になりまして、1から4につきましては、低所得者の方向けというところで、ある程度保険料が軽減がかかっているんです。そのうち、1から3の段階の方につきましては、国のほうで基準の軽減率というものがございまして、軽減する部分につきましては国と県と市のほうで軽減する分

について負担をすることによって、保険料の不足を補っているような形を取っております。

今回、令和7年度の当初、4月に令和7年度分の低所得者保険料の低減負担金という名前なんですけれども、そちらの部分につきまして、所要額調査というものがございまして、それに基づいて申請したところ、国・県のほうから、国のほうから交付決定ということで1,840万5,000円の減額という形になりました。こちら、国・県の負担分も含めて、市の一般会計のほうから市分を含めて繰入れをするというルールになっておりまして、今回、事業費が1,804万5,000円減額という形になりましたので、こちらの部分につきましては減額繰出し、市の一般会計からの繰入金について減額という形を取らせていただいているような形になります。

一応、そちらの3つの部分を相殺いたしまして、合計で一般会計からの繰入金につきましては、マイナス1,784万円という形になっております。

説明は以上でございます。

○齊藤委員 だから、特別会計から繰り出すということですね。

〔「合っているということだよ」と言う人あり〕

○齊藤委員 合っているんですけども、さっきの86号のほうに特別会計が乗っかっちゃっていて、こっちが今度89号でやっているから、おかしい聞き方をしたんですけども、繰入れと繰出しを合わせただけですよ、すみません。

〔「リンクしているような形になります」と言う人あり〕

○齊藤委員 そうそう。なので、リンクしているんですかという聞き方をしたんですけども、失礼いたしました。たしか、前回、国保で結構言っていたんですよ、財政調整基金の話で前回言ってい

たんですよ、いっぱい。すみませんでした。大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかにはなかったもので、討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時38分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎国保年金課の審査

○佐藤委員長 ただいまから国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

国保年金課については、福祉常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会

(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○江連国保年金課長 (議案第86号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
齊藤委員。

○齊藤委員 これも負担金が増えた理由をお願いします。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 過日、令和7年10月6日開催の広域連合の議会、こちらにおきまして、決算額が確定したことによりまして、本年度の予算額が、予算額といいますか、負担額が決定したというところで、増額になるわけなんです、今回の補正額となったところでございます。

○齊藤委員 特段理由はないということですか。

○江連国保年金課長 予定よりも医療費が……

○齊藤委員 かかっているということですよ、上限以上ね。それならいいですけども、理由が決定されたからと言ったから。キャッチボールみたくなっちゃったんですけども、増えたということでもいいんですよ。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はござい

ますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 令和7年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第87号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連国保年金課長 (議案第87号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第87号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第88号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第88号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連国保年金課長 （議案第88号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第88号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時49分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○佐藤委員長 本日の審査事項は全て終了となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 事務局から何かありましたら。

〔「特にございません」「明日の集合時間」

「明日のを言うんじゃない」と言う人あり

り〕

○佐藤委員長 事務局。

○黒沢書記 (事務連絡。)

○佐藤委員長 じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕



◎散会の宣告

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時52分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和7年12月11日（木曜日）午前9時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	林 美 幸
委 員	松野 真 弓	委 員	星野 健 二
委 員	齊藤 誠 之	委 員	平山 武
委 員	中村 芳 隆	委 員	金子 哲 也

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員

松 田 寛 人

### 参考人

林 治 雄	門 井 儀 市
嘉 部 廣 司	

### 出席議会事務局職員

議 事 課 長	岩 波 ひろみ	議事調査係長	長 岡 栄 治
書 記	黒 沢 大 輔		

### 議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔請願・陳情審査〕

〈請願〉

- ・請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求める請願
- ・請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願

4. その他
5. 閉 会

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日、当委員会の傍聴希望がありました。議会基本条例第7条に基づき、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

散会前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

それでは、次第により本日の審査事項に入ります。



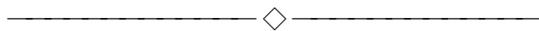
◎請願審査

○佐藤委員長 ただいまから、請願の審査に入ります。

ここで請願・陳情の審査についてお知らせします。

請願・陳情の採決は会議規則第143号のとおり、採択とすべきもの、また不採択とすべきものどちらかとなります。議会の教科書である議会運営の実際によると、請願・陳情の審査基準は、1、願意が妥当であること、2、原則として当該団体の権限に属する事項であること、3、実現の可能性があることを挙げています。また、採択とすべきものとは、請願・陳情全体を採択するということと記載されております。

以上のことを念頭に置いて御判断いただきますようお願いいたします。



◎請願第4号の審査

○佐藤委員長 請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求める請願を議題といたします。

本件においては、参考人として、提出者である林治雄氏、門井儀市氏、嘉部廣司氏の3名を招致しております。また、本件の紹介議員を代表して松田寛人議員にも出席していただいております。

それでは、初めに、参考人から本請願の趣旨を簡潔に御説明お願い申し上げます。

よろしくお願いたします。

○林参考人 (請願第4号について説明。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

続いて、松田議員から本件についての紹介理由をお伺いいたします。

○松田議員 (紹介理由について説明。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 いろいろお話を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。

私も後期高齢者、78になっておりまして耳がちよっと遠い、だんだん遠くなって毎年検査をいただいているんですが、聞こえづらくなってきているというのが現状の中で、日常の会話の中でやはりどうしても聞こえたふうにして、分かった、分かったなんていうことの誤解を招いて、ちょっとコミュニケーションが取れていないとか、後で誤解を招くようなことになったりして、いろいろコミュニケーションが取りづらくなってきているのも実際感じております。

ちょうどうちの委員会、運よく高齢者が集団的に集まっております、それを考えると本当に出していただいですぐに賛成しなきゃいけないというようなことも常々考えてはいたんですが、助成制度を設けるようにということで趣旨の中に入っ

ているんですが、ただ助成制度を設けるだけでいいんですか。どのぐらいの補助金額、他市市町村とのあれを兼ねて、ただ制度を設けるんだら、いつでもすぐにつくりやすいんでしょうけれども、そういったものの制度を設けてその中で支給をしろというような考えを持ってお書きになっていると思うんですが、助成制度を設けるよというよなことだけなものですから、そこら辺ちょっと詳しく聞かせてください。

○佐藤委員長 どうぞ、参考人。

○林参考人 確かに補助金の金額とかそういった要求書を、全国のをながめたりして調べてはいるんですけども、そういったものまで請願の中に含まれますと、何かやっぱり困難性が出る。まず、制度をつくっていただく、その中で事務局と打ち合わせてどんな制度にしていくかというような場をつくっていただければありがたいし、その中で私たちの要望としてまとめて提出したいなというふうに思っているわけです。

要望書として今どんなことを要望していくか、その制度にどんなことを要望していくか取りまとめ中ですが、途中経過はまだまとまっておりませんので、今後そういったことをまとめて提出していきたいなど。できれば事務局なんかで制度をつくるに当たっては、そういうことも組み入れていただければありがたいというふうに思っています。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

そうしますと、今回はこういった難聴者が非常に高齢者が増えてコミュニケーションも取りづらいし、日常生活に困る人のためにも、こういった補助金の制度をしっかりと認識をした中で、これを始めとして、しっかりと他市町との兼ね合いを見た中で、助成制度の金額を決めていただいたり

する第一歩としたいというような請願と考えればよろしいんですね。

○林参考人 はい。

○中村委員 分かりました。

○林参考人 まず制度をつくっていただいて、それでその中身を詰めていきたいと、改善していきたい。これは全国的にもいろいろな制度のばらつきがあります。そういうのを見ていると、やっぱりまず制度をつくっていただいて、その中でどういう制度にしていくかというようなことを要望書としてきちっと出して行って、事務局とも打合せができればなというふうに思っているところです。

○中村委員 分かりました。

○佐藤委員長 どうぞ。

○嘉部参考人 私どもは今回署名を皆さんから集めて、1,400ちょっと超える署名を市のほうに届けています。その中に細かい要望も含めて5項目、いろいろ載せています。みんなが望んでいるのはその中に書いてありますので、ぜひそれらも参考にさせていただいて、こういう懇談の場とかがあれば、そこに出向いていろいろお話も聞きたいというふうには思っております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 御説明ありがとうございました。

全然、今、中村委員が言ったような話自体はいいんですけども、うちのおやじも実はつけてみたら、なかなかつけて今度聞こえ過ぎちゃうと余計な音まで聞こえてって外しちゃうたりしちゃうんですよ。なので、せっかく助成しても、何か合わないから取っちゃうという人たちに、僕もその年になればその気持ちが分かってくると思うんですけども、うまく何というの、何でかんで例えば助成制度ができたからってみんな買えよという

わけではなくて、つける側にも覚悟がないと、せっかく税金を使って補助する中でもというのがあるんで、皆さんの訴えを地域の方に逆に言う中で、ちゃんとテストしながら、聞こえないからただつけないという理論ではなくて、つけるからには自分の今までにないものを体験するわけですから。

そういった話合いで、結構皆さん話しているときに誰かつけている方で、そういう話ってやっぱり聞けますか。何か余計な音聞こえて嫌なんだよなという話、そんなのはどうなんですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○林参考人 確かにそういうお話を聞きます。補聴器を買ってやったんですけども、今言われたように雑音まで入っちゃってというようなことで、うるさいからと言って外すんですね。

それはどういうことかという、聞こえない状態でみんな一生懸命聞こうとする、それにもう耳が慣れちゃっているんですね、そこへ補聴器でやると聞こえ過ぎちゃう、逆に。そういうようなことがあるものですから、さっき言いました認定補聴器技能者とその後の調整をするということが大事なんですね。

今までのあれから補聴器に慣れるまでに最低3か月は二、三回調整をする必要があるんだというふうに言われています。補聴器自体にも雑音抑制機能というのがあるんですね。それをうまく調整できるかどうか、そういうところが非常に大きいので、やっぱり技能者がいる人に相談して、購入後も2回、3回と自分の耳に合ったようにするというのが大事だというふうに言われています。

その機能は確かに値段が高いものはいろんな機能があるんですけども、そんな機能が必要がないことだってあるわけで、やっぱり自分に合った補聴器というのを選ぶ必要があるんで、その点は

きちんとお医者さんに診ていただいて、あなたはこういうことで聞こえづらくなっているんだから、ここを調整する補聴器を買いなさいというようなアドバイスをいただく必要があるわけでございます。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 質疑ではないんですけども、私なんかも高齢なものですから、先ほど言われたサトウとカトウと聞き違っちゃうというようなことも多々あるというふうに思っているわけなんですけれども、日本では先進国の中で、やっぱり障害者とかそういうあれに対して非常に助成が遅れているというか、もう一番遅れているぐらい先進国の中では遅れているものですから、そういう意味でも、ぜひとも障害、障害と言っていいのかわかんないけれども、そういう障害に対してもう少し前向きに助成する方向でいけばいいなというふうに絶えず思っているものですから、ぜひこれは取り上げていただけるといいと思いますので、一応賛成の意見で申し上げます。

○佐藤委員長 ほかに質疑は。

どうぞ。

○林参考人 障害の問題ですけども、日本でも、重度、高度の障害者に対する助成制度はあるわけですね。障害者福祉法にあります。ですけども、そこは本当に高度、重度の難聴というか、ほとんど聞こえない人たちに対する助成みたいになっています。

私たちが今言っている加齢性難聴というのは軽度、中度の難聴なので、そこは全く補助制度はない、放置されているというような状況なんです。ぜひこれらも医療制度としてきちんと認めていただければ本当にありがたいなと思っているんですけども。

ヨーロッパでは医療の問題としてやっているんですね。福祉じゃない。これは必要な医療だという格好で、ほとんど100%の助成というようなことで行われていて、高齢者で補聴器を使っている人たちは50%を超えている、日本では僅かに15%ぐらいしか補聴器を使っていないというようなことが報告されております。

ぜひ軽度、中度の難聴者にもぜひ補助制度が欲しいなということで始めたわけです。よろしくお願いします。

○佐藤委員長 どうぞ。

○門井参考人 門井と申します。

この制度をつくってほしいという署名を集める中で、最近その後押しをしていただくような、そんな新聞記事がありましたので、もう御存じかと思いますが、若干紹介させていただきます。

東京新聞の12月8日付で出たところで御存じだと思うんですが、見出しだけ見えますと、軽・中度難聴、軽くない負担、そして当事者は障害の認定を求めるネット署名をとということで、いろんなところでいろんな運動がされているということがありました。また、この補聴器のことについては、国の補聴器助成については対象外で、自治体支援もばらついているという、こんな内容で報道がされています。

その内容をちょっと紹介しますと、成人向けは助成制度自体がない市町村が多いと、保団連の調査では、6月に公式サイトで制度が確認できた自治体は3割未満で、高齢者限定のケースも多いということで、こんな記事があります。

最初のほうには、小学校とか学校に行っている生徒たちも、聞こえづらさで学習意欲の障害が出ているというそんなこともありますので、今回の署名をいただく中で、学校の教師をやっていた人からも、聞こえづらさで悩んでいる子どもたちが

やっぱりきちんと習得できるかどうかということまで心配があったということがありました。

そういう意味では、この聞こえづらさの問題は高齢者だけの問題ではなく、大変小さい子供、就学中のお子さんたちにも、やっぱりきちんと目を向けたことが必要なんではないかということが書かれています。このことは東京でデフリンピックが開かれたということで、より一層注目をされたということが紹介されていますので、できればこの新聞の記事を御覧いただければと思います。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 では、ほかに質疑は。

林副委員長。

○林副委員長 御説明ありがとうございました。

説明をいただく中で、こちらの対象となる方が聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない加齢性難聴の方を対象とするということを理解しました。

私の父も、中耳炎の治療中の鼓膜の損傷により鼓膜がなくなった状態で、若いときから長く聞こえない状態でいて、補聴器をつけるようになったんですけども、先ほどお話に出たように、補聴器を調整しないと自分の脳が認知しなくて、使いづらくて結局使わなかったんですね。なので、家族が言っても、なかなか通院や自分に慣れるという努力をしないままいたところだったので、購入した後も大切なと思うんですけども、現在、署名を集める中で、たくさんのお話を聞いてきたかと思うんですけども、こういう福祉サロンとかお茶飲み場とかたくさん、買った後にこの後の調整って大事だよねとか話す場は多くあるのかを、もし御存じであれば教えてください。

○林参考人 そういう生きがいサロンだとか、そういったところへ高齢者が集まっているんですけど、そういうところへ出てくる人たちは元気な人なん

ですよ。出てこれない人たちの問題が大きいというふうに思っています。

やっぱりなぜ出てこれないか、やっぱり相手の言うことがよく分からないから出てつまらないと、みんなとお話ができないというようなことでひきこもってしまうというような例が多く見られる。私の経験ではそういうのが多いです。

○佐藤委員長 どうぞ。

○嘉部参考人 私どもは年金者組合の集まりというような、月に1回とかこういう場で人数集まるんですけども、お互いによく顔を見て言わないと聞き取りにくいというんですね。そういう方が多くなっています。

実際こういうふうに市などで補助が出るのは栃木県の中でも先ほど言った65歳以上の人には出るんですけども、私などは40の後半からキーンという金属音が鳴って、それから軽度の方がいます。だから年齢的な問題というよりは、そういう事態になった人に対してちゃんと保障されるというのが私は非常に大事なというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、参考人に対する質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見をいただきまして、衷心より感謝申し上げます。

本委員会としていただいた御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

り〕

○佐藤委員長 そこで参考人及び紹介議員……

〔「いいですか」と言う人あり〕

松田議員。

○松田議員 ちょっと憤りを感じる今回の一般質問に関して、しばしちょっとお時間いただきまして、委員の皆様にお話をさせていただければなと思います。

今回、日本共産党の堤さんが、この件について一般質問をいたしました。別に一般質問しなくてもいいし、しちやいけないということはないんですけども、一応堤さんは日本共産党としてここに署名をしている以上、一般質問しちやいけないことはないんですけども、実際、一般質問よりもこの委員会でのやり取りが本来議会としては重きを置いているところだと思っております。

それに対して、一般質問で、もう先に執行部からあのような意見を、もうほとんどやるというような意見を出させて、私ども各党派、皆さんが署名しているのにもかかわらず、日本共産党だけが1人でやっているようなイメージを取られてしまったところが大変遺憾でもありますし、憤りを感じるところでございます。

今後、そういう形がないように進めていただくのが当然かなと思っております。やはり皆さんでこの補助金に関するものを各党派でお話をさせていただきまして、議論をしていただいて、議会全体で取りまとめを行っているところに、何か日本共産党だけが自分たちだけでやっているような行為をされますと、僕らは何をやってきたんだというように思いますので、今後、議会事務局を含め、このようなことがないようにちょっと、やってはいけないことじゃない、ただ、少し憤りを感じたところでございますので、ここで意見をさせていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員長 ここで参考人及び紹介議員の退室のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時39分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 一番最初に中村委員が確認してくださったように、これから高齢化社会が進む中で、市の市民サービスの一つとして、こういった助成制度というものは今後増えてくるのではないかと思いますし、この請願の内容に書いてあるとおり、まだまだ皆さんにちょっと地域社会で頑張っていたかなければならないというところに、社会に出るきっかけを耳の難聴になったせいで失われているという話は、僕もとても心に響くので、そういった話については、本市でもそういう制度を設けていくべきだと思っております。

もう一つ、先ほど最後に請願者、松田議員が言ったとおり、市議会全体にこういった形を求めたい場合には、議会全体でもやっぱり調整が必要なので、誰か一人がやったものに対して後に補完するやり方であったり、我々各党派の人であったり、各党の人たちが集まって一斉に会してこういう結論を出すというのは本当に重い決断ですので、そういったところも市民の皆さんに分かっていただいて、今後、耳だけでなく、いろんなものが出てくる可能性がありますので、そういったところも

市民の方にも分かっていただいて、我々も市民の応援団でございますので、やっていけたらと思います。

私は賛成でいいのかなとは思っています。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいま齊藤委員のほうの意見に対しまして皆さんのほうから何かございますか。

星野委員。

○星野委員 結論から言って、私も今議長が言ったように、賛成の方向だと思います。

今、林さんの話もお聞きまして、これは補聴器というのは医療的な管理医療ということになりますので、私の本来からすれば、国がこれを認めて、やはり保険でできれば一番いいのかなってお話を聞いて思いました。

これは誰でもというか加齢になれば全部ではないですけども、やはり加齢によって難聴になってくるとことはあると思っておりますので、そして今後やっぱり高齢化社会が進んでいく中で高齢者の社会進出、正直言って近場でいえば自治会においても、なかなか若い人たちがいろんな役職を受けない、どうしても高齢者の方が一生懸命頑張ってください、そういう中の社会情勢も見て、やはりこれからますます高齢者の方の社会進出、社会で役割を持ってやっていただくという社会になるのかなと思います。

そういう中で、本来ならば国がこれを認めるのが一番いいんだろうとは思いますが、国としてもやはりいろんな条件を緩和してなかなかこれを保険化しないというのはやっぱりあるんだと思うんです。

ちょっと前、皆さん御存知のように带状疱疹がありました。带状疱疹も実はだんだんに出てきて、やっぱり各自自治体で補助するところも出てきて、そして正直、うちの公明党が国に上げて带状疱疹

の本当に困っている、苦勞しているという方を国に上げて、それで今回国でも制度になって、そういう一つの国が少しでもこの難聴に対して、加齢ではなくてそういうふうな障害の方、若い人たちでも、そういう人たちの方の補助ができるように一日でも早くなるのであれば、その一翼となるのであれば、那須塩原市の自治体としてもこの制度に対して前向きに考えていく方向がいいのかなと思いますので、そういうことで私もこの請願に対しては賛成の意見でございます。

○佐藤委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、これより採決いたします。

請願第4号 加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求める請願について、採択とすべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員挙手と認めます。

よって、請願第4号は採択とすべきものとすることに決しました。

以上で請願第4号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時01分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

### ◎請願第3号の審査

○佐藤委員長 それでは、令和7年9月定例会からの継続審査となっております請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願についてを議題といたします。

本件については議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 この間、正副委員長のおかげで、スポーツ振興課と、あとスポーツ少年団の代表関係者との意見交換ができたということで、この請願の読み取りと、請願者だけの意見ではちょっと充足できなかった部分がより鮮明になり、それプラス、別な団体がそこに参加したおかげで、別な問題も取り上げられたという、逆にこの請願の趣旨が分厚くなったような感じがして、すごくありがたいと思いました。

趣旨としては、皆さん、この間も言ってくさったと思うんですけども、とにかく子どもたちがスポーツ健全育成をうたっている教育委員会の趣旨にのっとってスポーツを行うということがまず事実であって、所属が部活動であろうとスポーツ少年団であろうと、そういった所属で物事を区

別すべきではないというふうに自分は思ったので、こういった請願の趣旨に関しては、かなり前向きに捉えていくべきなんじゃないかなって思ったんで、そういった部分で皆さんと討議ができればいいかなって思ったんですけれども、お願いします。

○佐藤委員長 ただいまの齊藤委員の意見について、ほかの委員の皆さんの意見を伺います。

中村委員。

○中村委員 今、齊藤委員のお話を聞いて、私も同感をしたところでございます。

あくまでも子供たちの健全育成のためにしっかりとそういったスポーツに取り組んでこられた方がぜひ利用する施設関係に対しては、柔軟に対応してあげなければいけないという感じを持っておりますが、全てただただということもこれは一概に本当にそれでいいのかというのを考えますと、できれば地域にスポーツを移行する形の中で、そういった取組がますます増えていくものと考えますと、しっかりとそれは教育委員会でも議論をしたいということは考えていたんですが、やはりあくまで言っていることも理解をする中では、この請願に対しては賛成してもいいのかなという感じも持つような感じで、今は我々議論した中ではそう思っているところでございます。

ただ、やはり行財政の一環の中でしっかりと極めてルールをつくった中で有料化をしっかりと取り組んでいくという執行部の気持ちも分からないわけではない中で考えると、1回はそれでいいでしょうというような議決案件を通してしまったということも考えると、一つは慎重にしなきゃいけないという気もあるんですが、いろいろ話を聞いているうちに、うちの会派でもみんな確認をさせていただいたんですが、そこら辺もどう区別していかちょっと分かんないぐらいになってしまっていて、取りあえずじゃ、賛成でいいかという

ような考えが出たということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 なければ、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

請願第3号 学童野球公式戦及びその他の少年少女スポーツにおける公式戦の市施設使用料無料化に関する請願について採択とすべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、請願第3号は採択とすべきものとすることに決しました。

以上で請願第3号の審査を終了いたします。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。皆さんと委員にはいろいろ相談させてもらったんですが、今、中村さんがちょっと言ったとおり、この請願の趣旨だけで採択をしても教育委員会に伝わらないということで、御意見をまとめさせていたものの決議文を頑張って作って見たので、動議として皆さんに、ごめんなさい、振られる前に言っちゃった、動議です。

○佐藤委員長 ただいま齊藤委員から動議の申出が

ありました。

これを議題といたします。

齊藤委員に動議の趣旨説明を求めます。

齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

今言ったとおり、請願の趣旨だけで伝えるのは難しいことと、この請願についてスポーツ振興課と皆さんが意見交換をしまっているの、それをうまくまとめて議会全体として出せたらなというので、決議文のほうを作ってみました。

事務局のほうにも一度目を通していただいて、かなり攻撃的な文章をやんわりとしていただいたという形になっていますので、一度、今配信をお願いして見てもらいたいと思いますが、よろしいですか。

配信してくれていたんだ。ごめんね、順番、俺が飛ばしちゃった。

〔「誰か読んでくれない」と言う人あり〕

○齊藤委員 俺、読みます。

開きました。青いの出てこない。もう一回配信お願いします。俺のところは出てきたけれども、また消えた。会議、びよんと出てくる、これで。

じゃ、よろしいですか。ちょっと聞いていただければと思います。

タイトル等々、皆さんに言っていただければ修正はできますので、一応討議文として。

小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議ということで、このタイトルの理由も先ほど言ったとおり、意見交換に関しては、公式戦の無償化を求める保護者の意見と、何と減免でもいいから続けてくれというスポーツ団体が混じっているの、そこを全部網羅するって形でこんな抽象的なんですけれども、書かせていただいております。

その下の内容は先ほど言ったとおり、皆さんの

まず協議的な議論ということで始まりまして、本市の体育施設は、子供たちがスポーツを通じて心身を鍛え、健全な社会性を育む上で不可欠な教育的資源である。また、小学校のスポーツ少年団等による活動は部活動の地域移行により、長年にわたり学校教育を補完する重要な役割を担ってきた。このたび、本市の体育施設使用料の見直しは受益者負担の原則に基づいていることは承知している。しかしながら、子供たちのスポーツ大会での利用に関する減免制度には、以下のとおり課題があるものと認識しているという書き方になっています。

ここでは3本立て、まず、教育行政の公平性と整合性についてということで、活動の目的、先ほど言ったとおり、子供の健全育成が同一であるにもかかわらず、中学校の部活動や学体、学校体育連盟等の公式試合が引き続き免除の対象である一方で、部活動の地域移行が施策として図られている小学校のスポーツ少年団等の大会が有料なのは、利用者間の公平性を欠く措置であり、整合性に課題があるというのが1つ。

次に、教育的価値の重さと題しまして、結果として使用料負担が生じる対応は、子供たちのスポーツ活動による施設利用を単なる利用者サービスとして捉えることにもつながりかねず、本市の教育行政の目的の一つである子供の健全育成という公共的、教育的価値に反するおそれがある。

次に、公式試合の教育的意義と題しまして、公式試合や協議会は、子供たちが目標を持つことやスポーツマンシップを学ぶことができる重要な教育機会であると。受益者負担の原則を全活動に一律に適用するのではなく、このような教育的公共性の高い活動については市全体で支えるべきという観点から、行政の支援として施設使用料の免除をするべきと考え、この3つを出しながら、

市議会は以下のように決議するというので、下の最後の3つになります。

こちらが最初に出してくださった方の意見でございます。小学校段階のスポーツ少年団等による公式試合、協議会等の教育的公共性の高い利用については、体育施設使用料の全面免除を速やかに実現すること、これが最初に出てきたものですね。

次が意見交換で出たやつです。

現行の減免制度は、参加チーム数の縛りなど適用条件が過度に複雑であり、公平性を欠いていると。事務負担の軽減と子供第一の観点から、簡素かつ包括的な制度へと再検討することが望まれる。スポーツ少年団等の代表との話し合いでは、練習試合への参加者の一部が市外の子供であった場合、市外料金を適用するなど煩雑である等の意見があったため、チーム数や割合にかかわらず、本市の子供たちの教育活動として位置づけ、一律に減免措置の対象をすることというものを増やしました。

3つ目は、今後の学校施設開放に関する検討の際には、子供の健全育成活動の機会確保とスポーツ振興という理念を常に最優先として考えること。これは学校の体育館を貸すという話ですね。そんな話はないって言うんですけども、先置きで、3つを書いているというふうになっているので、これをちょっと皆さんにももんでいただいて、いいんじゃないのかとか、ここ足りないんじゃないかというんであれば意見聞きたいと思うんで、ぜひ御協議いただければと思います。

以上です。

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、ただいまの動議に対しまして、この動議に対しての質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 議長からこういうふうな文書を作っていただきまして、本当にありがとうございました。

本当にこれであれば、執行部に対しても分かりやすく、そして私たちがこれまでこういう陳情者と学校の意見交換の中で議論したものを全部を取って、こういうふうにしかりとした文章に出したということは非常に意義があるものと思いますので、この文章で私は結構だと思います。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 俺よく分かんないんだけど、最初の頭に小学校段階の公式試合というように出ているんだけど、中学校はないんですか。

○齊藤委員 中学校は今、免除されているんです。

○金子委員 されているからいいのか、書かなくて。

○齊藤委員 今はいいのか。

あとは小学校段階が今回出ているのが、スポーツ少年団って小学校にしかないんですよ。

○金子委員 ないからね。

○齊藤委員 なので、中学校もここで習えば、その先は大丈夫なんじゃないか。

○金子委員 関係ないんだね、中学校言わなくて。

○齊藤委員 はい、大丈夫。逆にここに中学校がただにもかかわらずと書いてあるので。ただ、数年後に学体連がなくなるという話もあると、中学校もこの対象にはなってくるので、ただ小学校ができればね。

○佐藤委員長 学校から地域に返したらスポ少ということですか。

○齊藤委員 そうですね。地域、中学校も始まりましたけれども、まだまだ中学校の部活動はやっぱり教員の夢でもあるので、そう簡単に地域移行にはいかない。そのために先生になる方がまだ中学校の先生がいっぱいいると思うんで、逆にそこは僕らは何でも地域移行にはできないかなとは思っています。

○佐藤委員長 よろしいですかね。

ほかに質疑ある方はございますか。

〔「ありません」「完璧です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、または委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま齊藤委員の動議を可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、齊藤委員の動議については可決と決しました。

齊藤委員の動議が可決されましたので、決議書を作成し、議員全員協議会に提出し、本会議に上程いたします。

齊藤委員の動議については以上で終了といたします。

○佐藤委員長 それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 事務局からありましたらお願いいたします。

○黒沢書記 (事務連絡。)

○佐藤委員長 じゃ、次第4のその他を終了してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、今定例会における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時37分

—————◇—————

#### ◎その他